

経済建設委員会会議録

令和8年3月9日（月）

（開 会） 10：00

（閉 会） 16：55

【 案 件 】

1. 議案第35号 令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算
2. 議案第36号 令和8年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算
3. 議案第37号 令和8年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算
4. 議案第38号 令和8年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算
5. 議案第39号 令和8年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算
6. 議案第40号 令和8年度 飯塚市水道事業会計予算

○委員長

ただいまから経済建設委員会を開会いたします。

「議案第35号 令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○公営競技事業所副所長

「議案第35号 令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」の補足説明をいたします。

予算資料の3ページをお願いいたします。当初予算集計表、特別会計の上から4段目の小型自動車競走事業をご覧ください。歳入歳出予算の総額を268億2462万8千円とするものでございます。主な内容につきましては、当初予算概要書にて説明いたします。

64ページをお願いいたします。令和8年度につきましては、本場での通常開催78日、オーバーミッドナイトを含むミッドナイトレース89日、合計167日間の開催予定で予算を編成しております。まず、歳入につきましては、勝車投票券発売収入263億686万9千円は、飯塚オートレース場で開催するミッドナイトを含めたすべてのレースにおける、本場、場外発売及びインターネット投票の売上見込みを計上しております。これにより、令和8年度当初予算における包括的民間委託に伴う収益保証につきましては、10億7436万3千円を見込んでおります。次に、歳出につきましては、本場開催経費46億2131万6千円、場外発売関係経費3億4074万4千円を計上しております。

65ページをお願いいたします。包括的民間業務費8億6840万6千円は、包括的民間委託契約に基づき、収益保証額を除いた歳入から、対象となる歳出を差し引きし、委託料を算出しております。その他一般管理費、小型自動車競走場施設改良基金管理費は、施設改良基金積立金3億円を計上しております。施設改善事業費につきましては、競走場管理地区再整備基本計画策定支援委託料、ロイヤルスタンド空調設備改修工事等3億2591万9千円を計上しております。公債費につきましては、メインスタンド整備事業にかかる市債の償還を行うもので、元金2億1902万7千円、66ページになりますが、利子2470万3千円をそれぞれ計上しております。予備費につきましては、令和8年度の単年度黒字を見込むものでございまして、1億4101万7千円を計上しております。

以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。予算書の366ページ、包括的民間業務費、この内容と額につ

いてお尋ねします。

○公営競技事業所副所長

包括的民間業務費は包括的民間委託業務に関する基本契約に基づき対象となる歳入から対象となる歳出を差し引き、そこから飯塚市への収益保証額を除いた金額を支払うものです。算出根拠としましては、勝車投票券発売収入等の収入から施行者の義務的経費である払戻金や交付金、選手に支給する費用、インターネット投票に係る事務委託料等の経費並びに包括的民間委託契約に基づく収益保証額を差し引いた金額で算出しております。

○川上委員

8億6840万6千円の数字が見えるような説明をお願いします。

○公営競技事業所副所長

まず、歳入の勝車投票券発売収入等の合計が268億212万3千円となります。その金額から除外される基金預金利子や基金運用収入等を差し引いた残りが268億1724万円となります。その中から歳出であります施行の義務的経費及び関係経費の合計額が248億5936万1千円となります。その分と収益保証分の10億7436万3千円の経費、先ほど言いました施行の歳出の部分と収益保証の合計が259億3372万4千円となりますので、その分を、先ほどの歳入の部分から引いた残りが8億6839万9千円となりますので、その分が包括的民間業務委託料となるものでございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

今言葉で説明された分を、何か書面で資料として頂くことができますでしょうか。取り計らいをよろしくをお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねします。書面で提出することは可能ですか。

○公営競技事業所副所長

大丈夫ですが、少し時間をください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:14

再 開 10:15

委員会を再開いたします。

ただいま資料要求がございました。資料要求することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。それでは、資料のほうを用意するようお願いいたします。

時間が少々かかりますので、その分を後に回して、先に次の質疑があればどうぞ。

○川上委員

資料をお願いします。今説明がありました収益保証金について、10億7千万円余ということだったんだけど、これはどういうことなのか、説明をお願いします。

○公営競技事業所副所長

収益保証については、勝車投票券発売収入の100分の1.2に相当する金額に、勝車投票券発売収入が150億円を超える場合には、その超過額の100分の7に相当する金額を加算した金額が飯塚市の収益となるものです。

令和8年度は売上金259億686万9千円に対し、収益保証額10億7436万3千円を見込んでおります。

○川上委員

この仕組みについては、多くの市民は分からない状況にあると思うんです。飯塚オートレースはどこか民間の会社に丸ごと委託に出していると。赤字はどうなんだろう。黒字になったんだろうかというふうなイメージと思うんです。それから言うと、先ほど資料要求した数字は出してもらおうとして、こういう仕組みというのは、契約書にあるわけでしょう。それで、私、契約書を持っているつもりだったけど、出てこないんですよ。それで、資料を出してもらいたいと思います。委員長、取り計らいをお願いします。

○委員長

資料は準備できますか。（発言する者あり）資料要求がっておりますので、資料要求することに、ご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。資料のほうをよろしくお願いします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10：22

再 開 10：27

委員会を再開いたします。

○川上委員

資料ありがとうございます。飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業務に関する基本契約書、説明してください。

○公営競技事業所副所長

こちらが令和2年2月26日に締結しました飯塚市小型自動車競走事業包括的民間委託業務に関する基本契約書になっております。先ほどの収益保証の部分につきましては、2ページ目の第9条に記載しております。勝車投票券発売収入の100分の1.2に相当する金額、勝車投票券発売収入の150億円を超えた額の100分の7に相当する金額、こちらが収益保証の、先ほど申し上げました収益保証額10億7436万3千円となります。

その前にご質問がありました包括的民間委託料の算出につきましては、資料の基本契約書の後に別表1というのがありますけれども――。

○委員長

何ページですか。

○公営競技事業所副所長

14ページになります。こちらが発注者の収入になります。包括的民間委託料の計算につきましては、こちらの発注者の収入から、その次のページにあります別表2の発注者の義務的及び開催経費、こちらを差し引きし、それから収益保証額を引いた残りが包括的民間委託料となりまして、先ほど申し上げました8億6840万6千円となるものでございます。

○川上委員

そうすると、売上げが伸びれば伸びるほど、委託業者の日本トーターは収入が増えるということになるんですか。

○公営競技事業所副所長

必ずしも収益が増加するものではありません。例えば、インターネット投票における売上げが増加した場合には、それに係る事務委託料が増加します。また、開催日数が増加すれば、人件費、選手賞金、競走会に対する委託料等も増加します。このため、開催による売上げからそれに対応する経費を差し引いた額により包括委託先の収益が決定される仕組みとなっておりますので、必ずしも伸びた額に比例して増加するものではありません。

○川上委員

そしたら、分岐点はどこにあるんですか。

○公営競技事業所副所長

分岐点はちょっと難しいんですけども、その売上げがインターネット投票によるものなのか、本場で売上げたものによるものなのかというのによって経費も変わっておりますので、一概に分岐点ということは申し上げることはできません。

○川上委員

日本トーターはどういう会社なんですか。株式会社ですか。

○公営競技事業所副所長

包括的民間委託先であります日本トーター株式会社、日本トーターは株式会社となります。会社名が日本トーター株式会社でございます。

○川上委員

それで、この会社は利益追求しなければならないわけでしょう。

○委員長

川上委員、議案審議から少しはみ出していつているから。利益追求をする会社かどうかとかいうのは質問の対象にならないと思いますので、よろしく。（発言する者あり）挙手して発言してください。

○川上委員

この予算書は、株式会社である日本トーターに委託することを債務負担行為で織り込んだ予算編成になっているので、予算計上になっているので、その会社がどういう会社かというのを我々は審査しなければならぬと思うわけです。だから、利益を追求しなければならない会社ではないのかと、会社としては、違うんですか。

○公営競技事業所副所長

株式会社でありますから利益は追求することになるかと思えます。

○川上委員

今思いついたんだけど、株主は誰ですかという質問も成り立つわけですよ。

それで、収益が最大となる分岐点に分らないで仕事しているんでしょうか、この日本トーター株式会社というのは。今、答弁で、事業所としては、委託先がどの段階で収益が増え始めるのか、あるいは頑張り過ぎると減るのか、その内容によって収益が減ったり増えたりすることをおっしゃったんですかね。そうすると、日本トーターとしては、こういう分野は、自己の収益に資するので頑張ってもらいたいけど、この辺は、まあまあというようなことで、何かこう考えるようになるんじゃないかと思うんですよ。だから、事業所が日本トーターの収益の分岐点に分らないというのはおかしいと思うんですけど、本当は分かっているんでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:29

再 開 10:31

委員会を再開いたします。

○公営競技事業所副所長

損益分岐点につきましては、委託先の経費等が分かりません。状況によって変わってきますので、こちらでは、現在把握できてない状況でございます。

○川上委員

ですから、先ほど事業所答弁としては、売上げが伸びれば伸びるほど、この会社は収益が増えるのかと聞いたことに対して、内容によりますというように言うから、分岐点はどこかと、その内容はどこにあるのかということ、市民に明らかにしてもらいたいわけです。

なぜこの質問をするかというのは、共産党のスタンスはいつも言ってますけど、オートレースは公営ギャンブルですから、賭けます。収入があつてよかったねという方もおられるかもしれないけど、みんながそうだったら成り立つわけがないんで、みんな残念だったね、楽しいん

ただ残念やったなあ。もうなけなしの——、という人もいるわけですよ。そういう犠牲の上に、この収入があるということ、売上げがあるということ考えた場合、委託している会社が、犠牲が多ければ多いほどこの会社は利益がも上がっていくのかと。そうではないのであれば、そうではないというところを丁寧に説明してほしいわけ。必ずしも売上げが増えても収益が上がるわけではありませんとか、中途半端なことではなくて、どこが分かれ目になるか、150億円ですよとか、そここのところを聞きたいわけですよ、市民感覚で言えば。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:40

再 開 10:40

委員会を再開いたします。

○公営競技事業所副所長

損益分岐点等は把握できておりませんが、勝車投票券で売上げが上がりますと、民間委託料が増えるというよりは、私たちは収益保証額が増えていきますので、収益保証額が増え、老朽化した施設の改修等に充てていきたいと考えておりますので、売上げを上げていくように、民間委託先と協働して頑張っていきたいと考えているところでございます。

○川上委員

飯塚市はこの会社と力を合わせて、売上げが上がるように頑張っていきたいということなんです。しかし、この会社の損益分岐点は分からないし、答弁できませんということを確認していいですか。

○公営競技事業所副所長

そのとおりでございます。

○川上委員

そこで、令和2年4月1日から10年間の長期契約になっていますよね。念のために、その前はどうかだったのか、ちょっと聞かせてください。

○公営競技事業所副所長

包括委託以前に、日本トーター株式会社との契約につきましては、トーターリゼータシステム及び関連機器、自動発売払戻し機等のリース契約や運営管理業務委託契約などを締結しておりました。金額として今把握できておりますのは、平成26年度となりますが、トーターリゼータシステム等利用料としまして1億1430万7200円と、電算装置運営管理委託料としまして6658万8480円の契約をしておりました。

○川上委員

そうすると、日本トーターのこの間の収益、飯塚市から飯塚市のオートレースで委託を受けて業務を行って上げた収益、その累計は分かるんですか。日本トーターの収益。

○公営競技事業所副所長

市が支払いました包括的民間委託料については分かりますけれども、その分に係る実際的な収益につきましては、市では把握できておりません。

○川上委員

包括的以外の支払いがなかったんですか。

○公営競技事業所副所長

今現在、トーターリゼータシステムのリース料を、包括的民間委託料と別に日本トーター株式会社へ支払いをしております。

○川上委員

その支払いがそのまま会社の収益とはもちろん限らないと思うけども、今おっしゃったものの支払いの累計的なものは幾らぐらいになっていますか。

○公営競技事業所副所長

トータリゼータシステムにつきましては、令和6年度から令和14年度までで債務負担行為を設定しておりますが、合計で6億1068万円となります。

○川上委員

このトータリゼータシステムというのは、どこが開発したものなんですか。

○公営競技事業所副所長

トータリゼータシステムとは、投票集計、オッズ表示、投票券発券、配当計算及び払戻しまでを一括処理するシステムの名称のことでございます。オートレースにおきましては、日本トーター株式会社が開発しましたシステムを利用しております。

○川上委員

包括的民間業務委託との関係は、契約の中でうたっているんですか、これを使いますというのは。

○公営競技事業所副所長

この包括的民間委託の中では、その契約につきましてはトータリゼータシステムを日本トーターのものにするという内容のものはございませんが、オートレースにおきましては、全場、日本トーター株式会社のシステムを利用しているため、飯塚市でも使用しております。

○川上委員

このシステムを使うというのはどういうふうにして決定したんですか。契約にないんでしょう。

○公営競技事業所副所長

オートレースにつきましては5場ありますけれども、そちらで共同してシステムを運用しております。そのシステムと各レース場をつなげる部分が日本トーター製となっておりますので、日本トーター製のシステムを利用しているものでございます。

○川上委員

それは、日本トーターが各場との関係を全部支配しているの、飯塚市が日本トーターに業務委託するならば、このトータリゼータシステムというのも自動的に契約しなければならないということなんですかね。

○公営競技事業所副所長

他社の製品を使うこともできますけれども、もともと共同で使っているシステムの接続の部分が日本トーター製でございますので、他社の製品を使いますと、その接続部分でまた経費が多くかかりますので、日本トーター製のものを使用したものでございます。包括的民間委託とこのトータリゼータシステムとはまた別のものになります。

○川上委員

じゃあ、この予算書373ページに債務負担行為に関する調書が出ているんですけども、借上料が6億1068万円ということになってますね。これは契約としては入札したりとか、公募したりとかいうことはしたんですか。

○公営競技事業所副所長

先ほども答弁しましたように、経費節減のために日本トーターのシステムを使うこととしておりますので、随意契約をしております。

○川上委員

どういう契約の仕方をしているんですか。

○公営競技事業所副所長

システムの賃貸借契約をしております。賃貸借契約を結んで、リース料としてお支払いをしております。

○川上委員

何年契約になっているんですか。

○公営競技事業所副所長

契約につきましては、実際の使用する期間は令和7年6月から令和14年6月までとなっております。

○川上委員

ということは、7か年契約なんですか。

○公営競技事業所副所長

7年契約となっております。

○川上委員

令和7年6月、昨年ですよ。その前はどうかだったんですか。

○公営競技事業所副所長

それ以前につきましても、日本トーター株式会社と賃貸借契約を契約しております。

○川上委員

随意契約、6億1千万円でしょう、7年で。小さい数字ではないと思うんだけど、随意契約ですよ。それで、それ以前もそうだとされるんだけど、それ以前は何年で幾らだったんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:43

再 開 10:46

委員会を再開いたします。

○公営競技事業所副所長

先ほどの質問でございますけれども、トータリゼータシステムにつきましては包括的民間委託以前から日本トーターのほうに委託しておりました。平成27年度に日本トーターのほうに包括的民間委託を契約しておりますけれども、そのトータリゼータシステムについて継続して使用しておりましたので、そのまま日本トーターのほうと契約している次第でございます。今回、新たに契約したものは、トータリゼータシステム自体をオートレース業界全体で更新を行いましたので、その際に新たに更新して、契約を結び直したということになります。

○川上委員

分かりました。そしたら先ほど、包括的な民間業務委託とこのトータリゼータシステムは関連性はないという答弁でしたでしょうか。しかし、今お話を聞きますと、平成27年に包括的民間業務委託をスタートするときに、トータリゼータシステムを採用していく、随契で採用していくということは契約書の中にないにしろ、同時にセットで契約していたということじゃないんですか。

○公営競技事業所副所長

包括的民間委託の契約を締結する以前からトータリゼータシステムを使って、日本トーター製を使っておりましたので、引き続き使用しているものでございます。

○川上委員

以前というのは平成26年のことですか。

○公営競技事業所副所長

平成26年度から契約を更新して使っている——、すみません、以前からトータリゼータシステムを使ってありますが、契約書にもありましたように、トータリゼータシステムの運用業務につきましては包括委託業務に入っておりますので、日本トーターのシステムを使うほうが経費が削減できることも一つの理由となります。

○川上委員

先ほど頂いた契約書のどこに載っているんですか。

○公営競技事業所副所長

仕様書の2ページの投票関係業務の中にトータリゼータシステムの運用業務がありますので、そちらの業務は日本トーターの包括委託の中に含まれておりますので、日本トーター製を使用したほうが経費的には削減できるということが一つの理由となっております。

○川上委員

この仕様書というのは何ですか。先ほど、トータリゼータシステムというのは、日本トーター株式会社開発のシステムですよという説明はなかったですか。

○公営競技事業所副所長

トータリゼータシステム、名前が日本トーターとトータが似ているので、トータリゼータシステムが日本トーターのシステムと思われがちですが、トータリゼータシステムというのは、先ほど説明しましたように公営競技で使用されるシステムのことでございます。

○川上委員

さっきの答弁と少し何か——、聞き間違い——、日本トーター株式会社のものがトータリゼータシステムで、他社のものもあるけど、（発言する者あり）しかも——、しかも、端末か、そういったものがその仕様になっているので、日本トーターのトータリゼータシステムを使うことが有利であるという説明を受けたので、ますますこの包括的民間業務委託と当然関連というか、そういう仕組みになっているのかなと思って聞いていたら、違うとおっしゃるでしょう。今度、この仕様書の中で書いているんだけど、この書いているのは実は日本トーターのものを指しているわけではないという趣旨ですか。

○公営競技事業所副所長

トータリゼータシステムというのは、公営競技のシステムの総称でございますので、トータリゼータシステムには日本トーター製であったり、富士通製であったりとか、いろいろあります。先ほど申し上げましたのは、トータリゼータシステムというのは総称でございます、公営競技で使う投票集計、オッズ表示、投票券の発券、配当計算及び払戻しまでを一括して処理するシステムの名称でございます。飯塚オートレースにおきましては、日本トーター株式会社のシステムを利用しているものでございます。

○川上委員

さっきの説明、私が聞き間違ったのか。そうすると、令和7年6月に今回の債務負担行為、契約してやり直すんだけど、その理由は何とおっしゃいましたか。

○公営競技事業所副所長

システムの更新等がございましたので、そのために更新したものでございます。

○川上委員

そのために6億1千万円というわけではないんでしょう。債務負担行為、その必要性については、どこか説明したことがあるんですか。去年の6月以降は——、令和7年6月という、もう経済建設委員会も壊滅していたので、説明する場面はなかったのかな。審査する場面もなかったんですかね。どういうシステム変更なんですか。

○公営競技事業所副所長

更新をした主な理由としましては、新紙幣対応の機器に変更したものが大きな要因となっております。

○川上委員

新紙幣というのは何のことですか。1万円札のこと、5千円札も変わった。そのことなんですか。

○公営競技事業所副所長

1万円札、5千円札、1千円札、500円玉の新紙幣・貨幣に対応するよう更新したもので

ございます。

○川上委員

何かふわっとした感じがするので、先ほど委員の中から声が出ていましたけど、ちょっと分かりやすい資料を、今日提出していただけますか。

○委員長

分かりやすい資料は提出することは可能ですか。（発言する者あり）資料要求でいいですか。暫時休憩いたします。

休 憩 10：57

再 開 11：06

委員会を再開いたします。

先ほど資料要求された分についてはサイドブックに掲載しましたので、確認をお願いいたします。

○川上委員

先ほど来、質問している件については、分かりやすい資料をというふうにお願ひしましたが、ちょっと今日は難しそうなので、市民が見てなるほどと分かるような資料を、後日頂ければというふうに思います。

そこで、先ほど要求して、今頂きました、包括的民間委託料積算明細表なんですけども、説明をお願いします。

○公営競技事業所副所長

一番最初に歳入を記載しておりますが、その合計、Aと書いてありますが、その合計の金額から、その下の歳入から除外されるものを差し引きまして、その残りが歳入の総計で268億2462万8千円。その次のページの歳出でございますが、下の欄の①の合計金額と、右隣りの収益保証分を足しました合計金額259億3371万7千円。その下にあります歳出から除外されるものは参考として、上からもう既に差し引いたものとなります。この歳入のAから、歳出のBを差し引いた金額が包括的民間委託料となります。それが8億6840万6千円となるものでございます。

○川上委員

分かりました。予算書の368ページ、市債なんですけれども、公債費内訳の推移を示していただけますか。

○公営競技事業所副所長

公債費につきましては、令和3年度から令和7年度まで5年間で設定しましたメインスタンド整備事業費に係る継続費の財源として借り入れた地方債でございます。令和8年度につきましては償還元金が2億1902万7千円、償還利子が2470万3千円となるものでございます。

○川上委員

今後の見通しというか、計画はどうなっていますか。

○公営競技事業所副所長

借入れにつきましては、もうメインスタンド整備事業は7年度で終わっておりますので、8年度以降は借り入れる予定はございません。償還につきましては、令和17年度までに償還する見込みでございます。

○川上委員

公債費で聞いたもんだから、借入れの予定はありませんという答弁でしたね。すみません。

それで、先ほどトータリゼータシステム等借上料については聞きましたけど、債務負担行為に関する調書なんですけど、ロイヤルスタンド空調設備改修工事、どういうものかお尋ねします。

○公営競技事業所副所長

ロイヤルスタンド空調設備改修工事につきましては、ロイヤルスタンドに設置しております中央熱源装置及びエアハンドリングユニットにつきましては、老朽化により故障が発生し、施設全体の空調機能が著しく低下している状況にありますことから、施設設備の更新を行うものでございます。

熱源装置の製作に約8か月、現地設置工事に約3か月を要する見込みであることから、単年度の完了が困難な状況でありますので、8年度、9年度の2か年で債務負担行為を設定しているものでございます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○永末委員

この後も議案が控えていますので、手短かにいきたいと思えます。予算書の説明資料のほうなんですけど、65ページのほうの競走費の管理費、一般管理費、その他の一般管理費の中の小型自動車競走場施設改良基金管理費というのが、昨年1億7千万円が、今年度が3億円の積立てを予定しているというふうになってはいますが、これが伸びている根拠を教えてください。

○公営競技事業所副所長

売上げが好調のため、老朽化施設等がまだまだたくさんありますので、基金に積み立てているところでございます。

○永末委員

売上げが好調だというのが理由かと思うんですけど、あと1点、この予算の説明資料の一番最後にこの基金の積立ての状況が載っていますが、これをご案内いただけますか、令和2年から。

○公営競技事業所副所長

資料の89ページの小型自動車競走場施設改良基金でございますが、令和2年度から包括的民間委託を始めて、基金残高を更新して、基金残高が5億2603万円となっており、令和8年度につきましては3億円を積み立て、8年度の年末残高は24億2603万円となるものでございます。

○永末委員

今ご案内いただきましたけど、最後のページに載っていますが、令和2年から、当初5億2千万円程度のもので、令和8年度の末には、予算上では24億2千万円強積み上がるというふうな予定になっているかと思うんですけど。この基金の具体的な活用計画というのは、もう既にあるんでしょうか。

○公営競技事業所副所長

この基金につきましては定期的に行われる走路改修と、老朽化した施設がまだまだたくさんありますので、そちらの改修費用に充てていくものです。

○永末委員

まだ詳細な、具体的な計画がないというふうなことでいいんですか。

○公営競技事業所副所長

まだ具体的にはありません。

○永末委員

一方で、64ページの財産収入のほうなんですけど、令和7年から令和8年にかけて、予算上では財産収入が減額というふうな本年度の見込みです。見込みというか、予算の立て方をされていますけど、これはロイヤルスタンド及び新メインスタンドを新しく稼働させて、通常感覚からいくと、新しくなったのでより利用が伸びてくるというふうなことを期待したいなど

思うんですけど、このあたりの席料が8年度に至っては減少しているというのはどういった理由からでしょうか。

○公営競技事業所副所長

令和8年度につきましては、ロイヤルスタンドが空調工事の改修に入りますので、ロイヤルスタンドが使えない見込みで席料等が除かれているものでございます。

○永末委員

メインスタンド分としては伸びているというふうな感じになるんですかね。

○公営競技事業所副所長

メインスタンドにつきましては、有料席は2階部分となりますが、土日祝日はほぼ満杯となっておりますので、令和7年度とほぼ同額を計上しております。

○永末委員

分かりました。今の質問をまとめますけど、要は売上げが好調で、その分、この基金が順調に積み上がっているというふうな状況で、一方で、基金の具体的な計画がまだ立っていないということでございます。

実際に、利用者の方から要望を頂いているのが、やはり今回の説明資料を見ましても、実際の売上げの向上部分というのは、民間ポータルというのが多いというのはよく分かるんですけど、やはり実際の本場の利用者、コアなファンの方々がやっぱり楽しみを兼ねていらっしやっていますので、メインスタンドが新しくなりましたが、なかなか間の時間に休憩できるようなスペースがないとか、ちょっと座ってゆっくりくつろげる部分が昔より減ったとか、そういったことをたくさん聞いていますので、やはりこれだけ財源として、施設の改良基金が積み上がっている状況であれば、せっかく来ていただいているんですから、ぜひ、そういった本場に実際来られている方々がよりくつろげるというか、何かもう少し、しっかりとその辺りの配慮をぜひやっていただきたいなと思っているんですが、副市長、この辺りのご見解いかがでしょうか。

○久世副市長

今担当が答弁いたしましたように、基金は順調に積み上がっておりますが、質問委員も御存じのように、老朽化した施設の改修というものはそれぞれが非常に大きな金額がかかります。ただし、先ほどからネット等が好評とは言いながらも、やっぱり足を運んでいただくファンの方々、この方々を当然、我々は大切にしなければいけないと考えておりますので、快適に楽しんでいただけるような環境づくりも検討してまいりたいと考えております。

○永末委員

最後、要望で終わります。今、副市長がおっしゃっていただきましたように、その辺りの大きな投資というのは、利用者の環境の改善という部分で、そこまで大きな投資を求めるわけではございませんけども、やはりそういった細やかな配慮というのをしっかりとやっていただきたいということを申し上げまして、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○道祖委員

資料の65ページに、施設改善事業費の競走場管理地区再整備基本計画策定支援委託料1681万5千円が計上されておりますが、この内容といつまでにこれが出来上がるのか、その点だけお尋ねします。

○公営競技事業所副所長

競走場管理地区再整備基本計画策定支援委託につきましては、管理地区、選手のエリアになりますけれども、老朽化した管理地区内に所在する建物、選手宿舎や競走車保管庫、検査場、選手装身具室等がたくさんございますので、それを含めた施設全体について、長期的な維持管

理や機能性の確保を図る観点から、個々の建物の新築または維持改修の方向性並びに建物の構造や配置等に関する計画を策定するもので、1年間で策定を予定しております。

○道祖委員

先ほど永末委員から、利用者の立場に立って、お客様の立場に立ってということでは要望がございましたけど、お客様の関係の古い施設関係も、当然これには含まれているというふうに理解してよろしいでしょうか。

○公営競技事業所副所長

今回の部分につきましては、レース場を整備するに当たり「選手の管理ゾーン」、今、言いました管理地区とメインスタンドがあります「レース観戦ゾーン」、それから、今、不要な第2スタンド等があります「利活用ゾーン」、3つのゾーンに分けて検討しているところでございます。今回の委託につきましては、選手の管理ゾーンの部分となりますので、管理地区のみの計画となっております。

○道祖委員

今、要望としては、もちろん選手の施設もきれいにしていかななくちゃいけない、3つのゾーンに分けて取り組んでいかれるというのは理解はしますが、ただできるなら、この際だからやっぱり3つのゾーンについてきちんと計画を持ってやっていったほうが全体像が見えるんじゃないでしょうか。

3つのゾーンを一つずつ丁寧にやっていくのも結構ですけど、トータルで考えて、そして時間はかかるかも分からないけれど、きちっとどこのゾーンを第1にして何年間、第2はどこ、第3はどこという形で、時間軸を入れて示していただいたほうが、市民には説明しやすいんじゃないかと思うんですけど、そういう要望が先ほどあったんだろうと思いますので、ひとつ、副市長、財源は限られておりますけど、その点、経済部のほうにご指導いただけないかと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○久世副市長

ゾーン別に考えていくという担当部局でございますが、これはやはりメインスタンドができて、観覧席部分、いわゆるお客様が入られる部分については、今回一応リフレッシュしたというところで、そういうふうに今、検討課題を並べているんだと思うんですけども、メインスタンドは小さくなりましたので、実際、集客スペースは狭くなっているんですね。先ほどの永末委員のご質問の中でも、それ以外のところでもお客様がくつろぐところがあるんだと。確かにたくさんベンチ椅子とかありましたので、例えばコンサルを入れてまで、大々的に計画をしなければいけない部分かなという気もします。

ゾーン全体的なプランニングが必要だと思うんですけども、そういった場合につきましても、早急に対応できる場所があれば、担当部局と協議しながら対応していきたいと考えております。

○道祖委員

なぜこのように要望するかと申しますと、やはり本場に来ていただく方を呼び込むためにはどうするかということも考えていかななくてはならないんですけど、実際、来客者は少なくなってきておって、駐車場が余りましたので、工業団地をつくるということ、市の発展のために、工業団地に転用したという事実もあります。

集客人員がどこまでかということも予測しながら、今後の管理する土地の利用の問題もあります。例えば、従来から言っておりますように、体育館ができましたので、オートレース場と体育館をどういうふうに結びつけて集客に結びつけていくか、それとともに、駐車場が今のままの車の台数の面積が要るのか。あそこはまだ浦田駅等に近い、体育館も出来上がった、いろいろ交通の便もいい、という面で、土地の再利用を考える面もありますので、まちづくりのために、そういうことからトータル的に考えていただきたい。そういう点をご指導いただければ

と思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

資料の65ページ、競走費、事業費、宣伝費のところの、この宣伝費の中に、イベント運営委託料359万6千円が上がっております。今までの話の中で、新しい、実際に来ていただくお客さんが大切だという話だったんですけども、このイベント運営委託料はどのように考えているのか、教えてください。

○公営競技事業所副所長

こちらのイベント運営委託料につきましては、令和8年8月の非開催の日に、飯塚オートでこども向けの夏祭りのようなイベントを開催したいと考えております。これにつきましては、飯塚オートが訪れやすい施設であることを認知してもらい、これを機に、親子等で開催中にも来ていただくこと、こどもたちがオートレースに興味を示し、将来的にオートレースが持続的に発展できるようにしていくことを目的としております。内容的にはまだ検討中でございますけれども、キャラクターショーやウォータースライダー、こども縁日などを考えております。

○金子委員

8月にこども向け、親子を対象としたイベントをするということで、この新顧客ということは、こども連れというふうにも考えてもいいということですか。

○公営競技事業所副所長

こども連れの方を中心として、まずはレース場を知っていただくということを考えております。

○金子委員

運営委託と書いてありますけども、どこかに運営委託を決めているんですか。それをこれから決めようとしているのか、その辺の計画を教えてください。

○公営競技事業所副所長

これから委託を考えていくところでございます。

○金子委員

市民の方には、一度こども連れで行ったけれども、やはり居場所がない、どこに行ったらいいかわからないということもよく聞きますので、ぜひ、こどもさんが安心して快適に過ごせるような場所とか時間を検討していただくようよろしくお願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○瀬戸委員

金子委員と少しかぶると思うんですけど、競走場管理地区再整備基本計画の中で、3つのゾーン分けをしてやっていくということですけど、向かって右側のスタンドを解体するというような話を聞いておりますけど、ああいうところは民間に定期借地をして、お店の方が出店されるかどうか分かりませんが、例えば、広場でキッチンカーを全部寄せるとか、そして、普通、今のイベントとかあるときに、いろいろな人に来てもらう。やはり日頃からオートレース場を知っていただくということで、そういうものに使えるように、定期借地とかいうようなことはできますか。まだ分かりませんか。

○公営競技事業所副所長

まず、老朽化施設がそのままになっておりますこともありますし、以前、サウンディング調査で民間の意向を確認したところ、単発だけで利益と賃借料とかの——、どうしても儲けというか、運営委託料みたいな指定管理料的なものがないと、やはりなかなかあの場所では、現時点では難しいのではないかとのご意見を頂いておりますが、単発的なイベント等、スペー

スがある場合はできると思いますので、今後検討させていただきたいと思います。

○瀬戸委員

例えば右側の今の観覧席を壊して、土地は何平米ぐらいあるんですか。

○公営競技事業所副所長

申し訳ございません。現時点では把握できておりません。

○瀬戸委員

今分からないということですが、大分広さはあると思います。先日、レース場のロイヤルスタンドができたときに視察をさせてもらいましたが、そのときに所長以下、右側は壊すんだと。そこに何か引っ張ってこられたら、ホテルとか、何か利用する価値があるようなことを言われていましたので、民間で、そういうふうに着用を求めて、自分のところでお店を造ったりとか、その広場をレースがあるとき、また、そのイベントがあるときに、キッチンカー、知ってますか、田川なんかもう備え付けて、人が寄るように、にぎわいの場になっているんです。そういうのも造ったら、若い方たちもデートがてら来たりたりとか、こどもさんを連れて遊びに来られたりとかする場所になります。あそこは駐車場が多いですから、そういう場所になるんじゃないかなと思っていますので、そのときはぜひご検討していただくようお願いいたします。以上、要望しておきます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

日本共産党の川上直喜です。「議案第35号 令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」に、反対の立場から討論を行います。詳しくは本会議で述べますので、ここでは要点のみを述べておきます。

反対する理由の第1は、包括的民間業務委託が本来的に公営ギャンブルになじまないからです。再委託の状況も透明性が確保されなかった経過もあります。

第2は、公営ギャンブルであっても、若い世代にギャンブル依存を発生させる危険はあり、売上げが伸びれば伸びるほどよいというわけではないはずですが、オートレース事業所が飯塚オートレース事業の包括的民間業務委託に関わって、日本トーター株式会社の損益分岐点を知らず、飯塚オートに関しての間どれだけ収益を上げたかも分からないという状況は、主催者としての責任の持ち方において、市民の不安を呼ぶものであります。

第3には、38億円をかけたメインスタンド事業に関わる借金返済が、既に指摘した矛盾を拡大しないかという問題もあります。

以上で私の討論を終わります。

○委員長

ほかに討論はございませんか。

○瀬戸委員

無所属の瀬戸です。「議案第35号 令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」に賛成の立場で討論いたします。

飯塚市は日本トーターと委託契約をされて、おおむね健全に経営をしてある、機能しているということ、まず思います。ただし、先ほど川上委員もおっしゃったような契約更新の透明性とか、数年ごとの契約更新に適切な競争入札や評価が行われているかどうかとか、2つ目に依存度ですね、特定の1社にずっと委託し続けることで、市側に運営のノウハウが残らなくなったり、ブラックボックス化したりするんじゃないかなというリスクもあると思いますので、その辺りを気をつけて、これからも委託運営を続けていかれたらと思って、賛成の立場で意見

を申します。

○委員長

ほかに討論はございませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第35号 令和8年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、「議案第36号 令和8年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第36号 令和8年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」の説明をいたします。予算資料の3ページ、当初予算集計表、特別会計の上から5段目の農業集落排水事業をお願いいたします。歳入歳出予算の総額を4343万5千円とするものでございます。

その主な内容につきまして、予算概要書で説明いたします。67ページをお願いいたします。本事業は、令和4年度より、本市における汚水処理事業を一体的に取り組んでいくため、企業局が事務委任を受け実施しているものでございます。

まず、歳出からご説明します。一般管理費1744万5千円は、浄化槽設置可否調査等委託料、企業局への事務委任負担金等でございます。施設管理費の1224万4千円は、施設の維持管理にかかる経費で、主なものとしては、光熱水費、維持補修費、維持管理委託料、汚泥採取等委託料などでございます。公債費では、市債償還金として、元金で1197万9千円、利子で76万7千円を計上しております。

次に歳入のご説明をいたします。分担金及び負担金は、農業集落排水事業分担金を1件分の17万円、使用料及び手数料で、集落排水処理施設使用料を444万9千円としております。繰入金では、歳入歳出の収支バランスをとるため、3881万5千円を計上しております。

以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

予算書の380ページ、農業集落排水事業費受益者負担金について説明をお願いします。

○企業管理課長

受益者負担金につきましては、農業集落排水事業新規加入時の受益者負担金となります。こちらについては、1件分の17万円を計上させていただいております。

○川上委員

使用料の説明をお願いします。

○企業管理課長

使用料につきましては、現在、接続戸数としましては118件となっておりますが、接続戸数のうち休止が12件ございますので、令和8年度の計上といたしましては、使用料合計は現在使用中の106件分の444万9千円で計上しております。

○川上委員

同じページ、繰入金について、令和4年度前後を含む推移を伺います。

○企業管理課長

令和3年度と4年を比較してお答えさせていただきます。一般会計繰入金としまして、1890万円から2080万円となり、190万円の増額となっております。

○川上委員

381ページになりますけれども、浄化槽設置可否調査等委託料について、内容と金額の説明をお願いします。

○下水道課長

農業集落排水事業の今後の方向性検討のため、利用者、居住家屋、事業所への戸別浄化槽設置可否及び設置困難箇所の個別計画書の策定を委託するものであります。

○川上委員

これは調査の趣旨はどういう内容でしょうか。

○農林振興課長

本施設の在り方につきましては、今後、この施設を継続し、公営企業会計を適用していく方向性と、もう一つは、この施設を廃止して、その代替措置として合併処理浄化槽を設置するという案をもちまして、昨年2月に住民説明会を開催させていただいております。

住民説明会の中では、それぞれその存続案、廃止案につきまして、特段賛成とか反対といったご意見がございませんでしたので、市としましては存続案よりも使用者の皆様の費用負担が少なく、市の財政負担も抑えられる廃止案につきましてご理解を頂きましたら、その次の段階といたしまして、各接続しているご自宅や事業所の敷地に合併処理浄化槽が設置できるかどうかの現地調査を実施させていただきたいというご説明をさせていただいております。

そして、説明会終了後の令和7年3月から5月にかけて、住民説明会を開催しました3つの自治会長より市に対してご連絡がありまして、各自治会の総意として現地調査を実施することを了承するというご報告を頂きましたので、今回、令和8年度に現地調査に係る委託料の予算計上に至ったものでございます。

○川上委員

どこに委託するんですか。

○下水道課長

現在のところは未定でございます。

○川上委員

どういった業種のところに委託するのか、今考えていることがあるでしょう。

○下水道課長

委託の主な概要が現地踏査、縦横断測量、概略計画、仮設図の設計・計画、浄化槽設置判断書・平面図・縦断図・構造図等の設計図作成、浄化槽設置可否の整理票、設置困難箇所の個別計画書、計画書の問題点・課題点の整理等となっておりますので、基本的な土木的な要素が多くございますので、土木コンサル系の委託になろうかと思いますが、今のところまだ明確には決定しておりません。

○川上委員

スケジュールを聞かしてください。

○下水道課長

年度が始まりましたら設計書の見直しをしまして、できるだけ早い、ゴールデンウィーク後ぐらいには、設計書を作成して発注したいと考えております。

○川上委員

予算書の同じページですけれども、維持補修費458万7千円の説明を求めます。

○下水道課長

修繕の内容につきましては、処理施設の中継ポンプのオーバーホールやフロート等のメンテナンスに係る修繕費を計上しております。

○川上委員

何号とかあるんじゃないんですか。

○下水道課長

今回につきましては5号と8号のポンプのものが主なものになります。

○川上委員

5号は何の障害があるんですか。

○下水道課長

5号と8号ポンプの基本的な通報装置取替えとなっております。

○川上委員

8号について、この間、本会議でお聞きしたと思うんだけど、5号について、事象として何か特別なことが生じたんですか。

○下水道課長

5号と8号も同じ事象ですけども、通報装置の部分に少し不具合がありますので、取替え工事としております。

○川上委員

8号の場合は、見回りで汚水があふれる危険性があるというのをチェックしたじゃないですか。5号についても同じようなことがあったのかなと思って。

○下水道課長

昨年7月24日に職員で異常があることから――、今度、8号ですけど、そのあと9月2日と10月3日に見積書を徴取しております。

○川上委員

私の認識が間違っていたんですかね。今言われた7月24日だったんですかね。そのときに、異常が発見されたのは8号だけとっていたんです。5号と8号と、2か所あったわけですか。

○下水道課長

5号と8号につきましては、警報装置の部分の異常があったということで、これにつきましては緊急性はありませんので、通常どおり予算計上して、新年度で工事するものになります。

○川上委員

いや、私が聞いたのは、私の認識が間違っているのかなと思って。8号が、点検して、まずかったよというのを聞いたように思うんだけど、5号もそのとき一緒に報告があっていたか。答弁ありましたか、8号と5号という答弁でしたか。

○下水道課長

そのときは8号だけでしたけども、前回は水位計の部分に異常があって、補正が必要だということで、前回上げたんですけど。今回の分は通報装置になっておりますので、早急に修理する必要はまだないので、通常どおりの予算計上をしております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:52

再 開 11:52

委員会を再開いたします。

○下水道課長

同じ時期に異常であることを確認しております。

○川上委員

同じ時期にというのは、7月24日の点検のときに、5号も一緒に異常を確認しておったということですか。

○下水道課長

そのとおりでございます。

○川上委員

少し戻りますけど、次は事務委任負担金について、説明を求めます。

○企業管理課長

事務委任負担金につきましては、一般管理費における事務委任負担金として156万円、法的要件等々に係る拡大分として310万1千円、合計の466万1千円を計上しております。

○川上委員

令和4年度からということなんですけど、経過、理由をお尋ねします。

○農林振興課長

この内野地区農業集落排水施設の在り方に関する検討の経過も含めてお答えさせていただきます。飯塚市公共施設等のあり方に関する基本方針の第3次実施計画改訂版、令和3年3月作成分でございますが、これにおいて本施設の存廃の方針は廃止となっており、その理由といたしましては、人口減少による加入世帯の減少が想定されるため、機械設備の更新時に合わせて合併処理浄化槽への移行を検討するとされております。

これに加えまして、平成27年と平成31年、そして令和6年の3回にわたりまして、総務省から各地方公共団体に対し、公営企業会計を適用していない下水道事業等については、同会計の適用に移行するよう要請がなされております。これにつきましては、施設の老朽化や人口減少による使用料の減少が見込まれる中、安定的な住民サービスを提供するためには、貸借対照表などの財務諸表の作成等を通じて、経営基盤の強化等に取り組む必要があるという内容でございます。

この要請を受けまして、企業局と協議を行い、本市における安定的な汚水処理サービスの提供のため、市として汚水処理事業を一体的に取り組むことについて検討しました結果、各汚水処理事業の公営企業会計の適用を含めた今後の処理施設の管理運営等について精査を行うこと等について、令和4年4月1日付で企業局に事務委任を行ったものでございます。

○川上委員

そうすると、先ほどの浄化槽の調査委託予算の計上との関係で言えば、事業を廃止するという選択肢があるということなんでしょう。

○農林振興課長

先ほど申し上げましたとおり、施設を存続させて公営企業会計を適用するという1案と、廃止して合併処理浄化槽設置を代替として行うという2案について、住民説明会でご説明させていただいているというところでございます。

○川上委員

そのことを検討する過程において、企業局に事務委任する必要があったのかなという気はするんです。なぜそういう選択肢を検討するときに、企業局に事務委任をしたのかなと、その辺はどうでしょう。

○農林振興課長

先ほどご答弁しましたとおり、国のほうから3回にわたり、公営企業会計を適用しない下水道事業については、適用について検討するようという要請があつておりますので、その中で検討する上では、企業局は実際に公営企業会計を適用した事業も行っておりますし、下水道事業も行っており、技術職の職員も配置していることから、企業局のほうで検討をお願いしたものでございます。

○川上委員

これは物の考え方からすれば、内野地区の地域の振興と結びつけて考える必要があつて出発したものだろうと思うわけです、私は。その点で言えば、その行政サービスを集落排水でやるのか、それとも浄化槽でいくのかを考えるのを、国が言ったからといって企業局に移行して、事務委任をして、企業局に考えてもらうというのは、ちょっと意味が分かりにくいなという感じですよ。

それで質問ですけど、令和4年3月策定の飯塚市農業集落排水事業経営戦略というのは、ど

ういうものなんですか。

○農林振興課長

飯塚市農業集落排水事業経営戦略につきましては、農業集落排水事業における中長期的な経営の基本計画であり、収支の改善等を通じた経営基盤の強化等を図るための基本的な考え方を示したもので、国の要請に基づきまして令和4年3月に策定したものでございます。

○川上委員

内野地区の地域振興、安心して住み続けられるまちづくりをというテーマとの関係で、このことについては考えていく必要があるんじゃないかなと思いました。そういう視点で、経営上のことだけではなく、今言ったような視点で考えるべきではないかと思うけど、その辺はどうお考えですか。

○農林振興課長

委員のおっしゃるとおり、この施設が整備された当初の目的は地域振興という観点もあったかと思っております。建設から25年たちまして、老朽化も目立ってきておりますし、このまま存続させる場合、維持費のほうがかかりかかってくる。公営企業会計に適用すれば独立採算制が適用されますので、これまでのような赤字負担分を一般会計から繰り入れることができなくなりますので、そういう意味では、このまま存続を続けていくと、この施設の使用料がかなり高額の使用料になってしまうという問題もあります。一方で、廃止して合併処理浄化槽を付けるという意味におきましては、利用者の皆様からすれば、現状よりも若干、合併処理浄化槽の維持管理費が高くなりますけれども、施設を存続するよりも市民の皆様の負担も少なく、市の財政支出の抑えられるというところで、今検討しているというところでございます。

○川上委員

この際ですからお尋ねしますけれども、その際ですね、地域の方の自己負担の軽減については、併せて検討するのでしょうか。

○農林振興課長

施設を存続させる案と廃止して代替として合併処理浄化槽を設置する案、この案2つを比較しましたときの利用者の皆様の負担の減少という視点で考えれば、廃止して合併処理浄化槽を設置するほうが負担は少ないというふうに考えております。

○川上委員

ちょっと分かりにくかった。私が聞いたのは、集落排水事業を廃止して、浄化槽のほうにかじを切ったときに、新たに生じる地域の方の自己負担については、軽減措置を考えておるのかということ聞いたんです。

○農林振興課長

失礼しました。合併処理浄化槽を設置するという形になったときは、その設置費用につきましては市のほうが全額負担して、その方向で今検討しているという状況でございます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第36号 令和8年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計予算」について、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は、原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 12:04

再 開 13:05

委員会を再開いたします。

「議案第37号 令和8年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○農林振興課長

「議案第37号 令和8年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」につきまして、補足説明いたします。

予算書の387ページをお願いいたします。第1条で歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7251万2千円とするものでございます。その主な内容につきまして、事項別明細書にて歳出からご説明いたします。

391ページをお願いいたします。1款1項1目一般管理費の1587万9千円は、職員2名分の給与等でございます。2目市場管理費の5525万7千円は、市場施設の維持管理に係る経費を計上しておりまして、その主なものとしましては、光熱水費及び次の392ページに記載しております各種点検委託料となっております。なお、光熱水費につきましては、現在業務を休止しております花き部に新たな卸売業者が入場し、業務を再開することを想定いたしまして、花き部に係る金額も計上いたしております。

次に、393ページをお願いいたします。2款1項公債費の1億46万6千円は市債償還金として計上しております。

次に、歳入についてご説明いたします。戻りまして、390ページをお願いいたします。1款1項1目地方卸売市場使用料は6330万円を計上しております。なお、使用料につきましても、先ほどの光熱水費と同様に、令和8年度中に花き部を再開することを想定しまして、花き部使用料も計上いたしております。2款1項1目一般会計繰入金では7365万3千円を計上して、収支バランスを取っております。4款1項1目雑入の3552万8千円の主なものは、施設使用光熱水費負担金でございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

予算書390ページ、使用料及び手数料について、今説明がありましたけども、具体的に青果部、花き部について、金額がそれぞれありますので、その根拠となることを示してください。

○農林振興課長

青果部の使用料は5903万7千円を計上いたしております。これにつきましては、施設の使用に係る使用料と卸売業者の市場使用料、この2つの金額の合算でございます。

花き部使用料につきましては304万9千円を計上いたしております。その内訳としましては、施設の使用に係る使用料と市場使用料の合計額を計上いたしておりますが、花き部につきましては、先ほど申し上げました通り、令和8年度から卸売業者が入場することを想定しまして、令和8年6月分から使用料を計上したものでございます。

ここで花き部の新規卸売業者の選定に関しまして、現在の状況をご説明させていただきたいと思っております。令和7年12月19日に、それまで交渉しておりました事業者から引き受けはできないとの回答がなされております。同日、飯塚花き園芸組合及び飯塚花商組合の組合長と今後の誘致の方針について協議をいたしましたところ、県内にはほかに候補先がないことから、全国の花き卸売業者等を対象に公募を実施してはどうかとの意向が両組合長から示されまして、その後の令和8年1月16日に、両組合長名による公募実施の要望書が市長宛に提出されました。これを受けまして、2月3日及び2月19日に、市長の諮問機関でございます、飯塚市地方卸

売市場運営審議会を開催し、公募の実施案についてご審議いただきましたところ、承認を頂きましたので、3月2日から5月29日までを申請受付期間とする公募を実施しているところでございます。

○川上委員

花き部使用料について、6月からの分が304万9千円となっておりますので、これは10か月ということなんでしょうけど、304万9千円の、この数字はどうやって出ているんですか。

○農林振興課長

施設使用料と市場使用料、2種類の金額の合算でございます。施設使用料は条例規則に定めております毎月の施設使用に係る使用料の10か月分で、金額としましては271万5千円となります。市場使用料につきましては、卸売金額の税抜額に対し1千分の3を乗じて、さらにそれに1.1を乗じた金額というふうに条例、規則で定められておりますので、その計算に基づき金額を算出しておりますが、令和6年8月で事業者が閉鎖しておりますので、その直前の1年間の卸売金額を基に金額を算定しております。

○川上委員

新しいところを今努力中ということで、3月2日から公募で、5月29日が締切りということでしたかね。そうしますと、選定というようになればありがたいのではないかと思いますけど、いずれも選定でしょうから、6月から使用料が発生しますか。

○農林振興課長

今後の公募のスケジュールの見通しについてご説明させていただきます。3月2日から5月29日まで公募を実施しました後、6月上旬から7月初めまでの間を目途に市場運営審議会を開催しまして、その中で卸売業者の選定の審査を行いたいと考えております。その結果は市長に答申いたしまして、その後、市から選定事業者に対し選定通知を通知し、それを受けた事業者から市に対し選定の受諾書が提出されましたら、市から事業者に対し予定事業者決定を通知いたします。こうした手続きを経て、8月上旬頃を目安に新規卸売業者を決定する見込みでございますので、今予算を計上しております令和8年6月分からの使用料収入というのは難しいと考えております。

○川上委員

難しいんですけども、6月というふうに答弁がありました。それはどういう事情ですか。

○農林振興課長

なぜ6月分から使用料を計上したのかというご質問でございますけれども、当初予算の積算を行ってございました令和7年10月時点におきまして、当時交渉を行ってございました事業者が、仮に翌11月中に入場の意向を示した場合の、花き部の再開時期を想定したものでございます。

○川上委員

この予算書の現段階ではですね、304万9千円というのは修正が必要になるのではないかと思いますけど、その辺については、今当初予算が上がっているんですけど、修正して、修正案を出すというようなことはないんですか。

○農林振興課長

当初予算では、令和8年6月分からの使用料収入を計上させていただいておりましたが、先ほど申し上げましたように、状況が変わりました。予算の修正はしないのかというご質問でございますけれども、12月19日に、それまで交渉を行ってございました事業者との交渉が終わりまして、正式に公募を実施することが運営審議会で諮って、決まった経過の中で、その間においても、新たな卸売業者の候補先が現れて交渉を行う可能性も残されておりましたので、予算の修正はいたしておりません。

○川上委員

今必要ということはないのか。予算通りいかないことはあるんだけど、計上の根拠が壊れているとすれば、この数字のまま議会の審査を受け続けるかどうか、少し気になるわけです。その辺はどうなんですか。

○農林振興課長

公募をすることに方針が変わったことによりまして、令和8年6月分からの使用料収入は見込めなくなりましたので、その後のこの公募の状況に応じて、しかるべき時期に補正予算で対応させていただきたいと考えております。

○川上委員

同じく390ページですけれども、一般会計繰入金が前年比較で1783万円減っておりますが、これはどういう事情でしょうか。

○農林振興課長

一般会計繰入金は市場特別会計における歳入合計額と歳出合計額の収支バランスを取るため、一般会計から繰入れを行っているものでございます。令和8年度一般会計繰入金が、令和7年度と比較して1783万円減額となっておりますが、その理由といたしましては、令和8年度の歳出額のうち、市場管理費の維持補修費が1540万円の減額、また、防犯カメラ借上料が370万2千円の減額となるためでございます。

○川上委員

予算書392ページ、下から3番目の段に、市場まつり助成金50万円があります。説明してください。

○農林振興課長

市場まつり助成金につきましては、市場まつり実行委員会の構成団体の一つであります本市が、実行委員会に対して開催経費の負担金として50万円を交付するものでございます。

令和7年度にも当初予算で計上いたしておりましたけれども、来場者用の駐車スペースが市場場内になく、周辺に代替の駐車場等も確保できなかったことから、開催方法を決定できず、開催を見送った経緯がございます。

現在、令和8年度の開催に向けまして関係団体との協議を始めており、先ほど言いました、その駐車場の確保を解消するための方策として、シャトルバスの運行による来場者の送迎等についても検討を始めたところでございます。

○川上委員

その実行委員会の予算規模はどれぐらいですか。令和8年度の開催に向けて、この50万円という市の補助金のボリューム感がどうなのかなと思って聞くんです。

○農林振興課長

令和8年度の開催に向けて卸売事業者や買受人の組合のほうと協議を始めておりますけれども、その2団体の負担する金額についてはまだ決まっておりません。

○川上委員

令和7年度、昨年度は決まっておったんですか。

○農林振興課長

決まっておりませんでした。

○川上委員

この50万円というのは、移転前から50万円ですか。

○農林振興課長

最後に開催したのが平成27年度でございますけれども、そのときと同じ50万円でございます。

○川上委員

その時のボリューム感というか、実行委員会の経費全体の規模はわからないでしょう。

○農林振興課長

当時はまだ水産部も花き部も運営しておりましたので、金額は少し大きかったと思いますけど、すみません、今金額は把握できておりません。

○川上委員

それで、全体の規模がわからないまま50万円という数字を踏襲して計上しているんだけど、先ほど答弁があったように、シャトルバスを出す必要があるとかいうようなことも考えられるし、補正ということもあるかもしれませんが、これについてはぜひ成功させる必要があると思うので、助成金については柔軟に対応できる費目なんですか。

○農林振興課長

令和8年度の当実行委員会としての予算につきましては、先ほど申し上げましたとおり、市以外の残りの2つの団体からまだ金額の提示があっておりませんので分かりませんが、近いうちにまた実行委員会というものを開催させていただいて、残りの2団体からの金額提示を受けて、総額の中で開催できる内容等を今後検討していきたいと考えております。

○委員長

今まで移転してからは、1回も実行していないわけでしょ。（発言する者あり）菰田の旧卸売市場にあったときはやっていましたよね。ずっと予算は毎年上げてきたけど実行していないと。今後、それを再開するというので予算計上してあるんですね。

○川上委員

それで、状況によっては50万円では不足すると、全体のボリューム感の中でそういうことが起こったときに、この助成金50万円というのは柔軟に対応できる費目なのかと思ったわけです。もう固定的に50万円だから50万円ですよ、どこか費目の中で流用して対応できるのかというようなことではないのか、そこを聞いたんです。

○農林振興課長

費目として質問委員がおっしゃるように、流用するなりして、その増額ができるかどうかというお話かと思いますが、できないことはないと考えております。

○川上委員

ちょっと丁寧に考えておく必要があると思いますけど、例えば、シャトルバスが何台ぐらい要るのか、それから、大体ドライバーが足りるのかとか、相当丁寧にいかないと、せっかくの市場まつりが今年もできないというようなことになったら、もうなくなってしまうんじゃないかというような心配もあるんです。それと、水産部はもちろんないわけですが、やはり市場まつりのときには魚関係をそろえるというのは、かなり活気を獲得する上で重要ではないかと思いますが、その魚のことについては何か検討したことがありますか。

○農林振興課長

飯塚市と青果部の卸売事業者、それと青果部の買受人の組合の関係者と協議をする中で、どういった内容をやっていくかという話はやってきておりますけれども、魚関係のイベントをやるかどうかということに関しては、特に議論はあっておりません。

○川上委員

それは残念です。やはり、泣く泣く福智町に行っている方もおられたわけです。やはりここ飯塚市で、魚が泳ぐことはないか分かりませんが、やはり市場まつりで魚の姿を見たいというふうに思われると思いますので、検討してもらいたいと思います。

それから予算書の、そのすぐ下ですけども、買受人等設備導入補助金6万2千円があります。これは何でしょうか。

○農林振興課長

本補助金につきましては、菰田に設置しておりました旧市場から、現在の市場への移転を行うに当たりまして、令和3年5月の新市場開場に向けて円滑な移転を促進し、もって新市場の

発展を図るため、新市場へ設備導入を行う買受人等に対し、予算の範囲内において交付を行うもので、令和3年度から導入したものでございます。

内容としましては、旧市場から新市場へ移転を行う買受人等を補助対象とするもので、新市場で使用する冷凍・冷蔵施設の設備導入及び設置に要する経費の2分の1以内を補助するものでございます。

なお、補助対象となる冷凍・冷蔵施設につきましては、旧市場で既に設置済みの設備、あるいは、市場で新たに設置する設備とし、リース契約等により導入する場合の補助期間は、当該リース契約期間のうち60か月、すなわち5年間を限度としております。令和8年度当初予算に計上しております補助金額は、リース契約により設備を導入した4事業者への補助金額6万1270円となっております。

○川上委員

今、4事業者とお聞きしましたが、青果部と花き部と、それぞれどうなっていますか。

○農林振興課長

全て青果部の買受人さんでございます。

○川上委員

花きはないということですね。今後、この制度はどういう見通しになるのでしょうか。

○農林振興課長

本補助金の補助対象期間につきましては、先ほどご答弁申し上げましたとおり、リース契約等によるもの場合は令和3年度に交付決定をしてから5年間、すなわち60か月を上限としておりますので、令和3年度に本補助金制度を開始して以来、令和8年度で60か月が経過しますことから、令和8年度が本補助金制度の最終年度となります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○瀬戸委員

花き部のことについて少しお聞かせください。令和7年12月19日に交渉していたところから、正式なお断りが来たということでしたが、その断られた内容をお知らせください。

○農林振興課長

本市場で事業を行うことを検討したときに、採算の見通しが取れないというものでございました。

○瀬戸委員

それでは、生産者の組合と花商組合にもお話をしたということでしたけど、それをお断りになられた理由も教えてください。

○農林振興課長

生産者で構成されている飯塚花き園芸組合、そして、買受人さんで構成される飯塚花商組合が一緒になって組合をつくって、そこでこの卸売業務をやってはどうかというようなお話もございましたけども、両組合長共に、そういった組織をつくる上での出資金を負担することは困難ということと、何かあったときの負債等が生じたときの対応は組合としてはできないということで、断られております。

○瀬戸委員

例えば、この花き部を再開するに当たって、どのぐらいの資金が当初いるような試算がしてあるんですか。

○農林振興課長

申し訳ございません。市場を再開するときにかかる経費等については、算出しておりません。

○瀬戸委員

それと、辞められるときに、いろいろ備品があったと思うんですけど、何を備品としてもう

撤去されたか、分かれば教えてください。

○農林振興課長

以前、花き部の卸売業者であった事業者の残された、いろいろな事務用品から冷蔵庫等がございましたけれども、それにつきましては破産管財人の下で全て撤去されて、何も残ってないという状況でございます。

○瀬戸委員

今回、公募するというので、もし公募に誰も手を挙げてこなかったときはどのようになりますか。

○農林振興課長

全国的に花き業界の景況は厳しい状況であると、これまでいろいろな卸売業者の方と交渉してきた中で伺っておりますので、非常に厳しい見通しもあるのではないかと考えております。

公募を行った結果、仮に新たな卸売業者の決定に至らなかった場合につきましては、卸売業務を再開することができませんので、花き部の廃止及びその後の施設の利活用など、その後の対応を検討する必要がありますので、市長の諮問機関であります飯塚市地方卸売市場運営審議会にお諮りしまして、委員の皆様方のご意見等も賜りながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

○瀬戸委員

状況はどんなふうですか。卸し先、どこか持っていつているんですか。

○農林振興課長

生産者の皆様の状況でございますけれども、本年2月に飯塚花き園芸組合の組合長にお話を聞きましたところ、生産者の皆様には卸売価格の不安定さ、競りなどによる不安定さに伴うリスクを避けるために、花き部の休止前から複数の出荷先を確保しておられるため、花き部休止後は以前から取引のある出荷先に納めておられる一方で、新たに市外の卸売市場へ出荷を始めた方々がおられると伺っております。

○瀬戸委員

生産者の方々は今のままだも、別に飯塚市にできなくとも大丈夫ということですか。

○農林振興課長

生産者の方から聞くのは、市外の卸売市場まで行くのは大変なので、やはり地元市場があって、そこで取引したほうが良いという声があることは伺っております。

○瀬戸委員

そこで先日、花商組合のメンバーの方からちょっとお聞きしたんですけど、一番は商売ですから、採算性、その中で冷蔵庫とか、そういう大きな備品等があれば考えられるというようなところもあるみたいですが、その辺は話に出ませんでしたか。

○農林振興課長

具体的にそういったお話は伺っておりません。

○瀬戸委員

例えば、地元の花商組合とか、そういう卸売組合に市のほうでそういうものを整備してきちんとすれば、それとか、半年間ぐらい家賃を無料にして、ランニング期間を見てやるとかして、それであればやっていけるというようなことになれば、市のほうはそういうものを検討するような考えはありますか。

○農林振興課長

いわゆる使用料の減免の話かと思えますけど、減免につきましては、これまで交渉を行ってきた事業者、卸売業者様にもご提案してきた中でございますけれども、それでもやはり一から市場を立て直すというのは非常に大変なので、ちょっと難しいというようなご意見を伺っております。

○瀬戸委員

それは設備品とか、そういうものを含めたところで自分のところで用意すれば厳しいけど、例えば、市のほうがきちんとそろえて、リースで貸し付けるとか、そういうことでも難しいということですか。そうなればできるとかいうことじゃないんですか。

○農林振興課長

そういったお話を伺っておりませんので、お答えは差し控えさせていただきます。

○瀬戸委員

それは、そういう話があれば一応お話を聞いていただけるということでもよろしいでしょうか。もう公募はすぐでしょ。

○農林振興課長

申し訳ございません。公募を実施しておりますので、現状では難しいと考えております。

○瀬戸委員

だから公募が終わって、もし誰もいらっしゃらないということになれば、そういう希望者があればお話を聞いていただけますか。

○農林振興課長

公募をして、誰も手を上げられなかったという後にそういう話があったらということでございますけども、それをお断りする理由はないと考えております。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○永末委員

1点だけ教えてください。先ほど川上委員のほうから市場まつりの件で質問があっておりましたけど、それとの関連で、大体この市場まつりというのは、令和8年度はいつごろの実施を今、計画していらっしゃいますでしょうか。

○農林振興課長

令和8年度の開催の時期につきまして、今関係団体と協議しておりますのは、本年10月もしくは11月の3連休の中日の日曜日というところで、今検討を進めているところでございます。

○永末委員

最後、要望で終わります。市場まつりはぜひ開催のほうで進めていただきたいと思うんですけど、やはり、飯塚市内でいろいろなそういったイベントごととかというのは開催されておりますので、あまりそれぞれのイベントが重ならない形のほうが、それぞれのイベントを運営される方にとってもよろしいかと思っておりますので、副市長、新年度がまた始まりますので、よろしければ各祭り、いろいろな祭りがそれぞれ行われていると思っておりますので、分かる範囲で構いませんので、まとめていただいてご報告いただけるようなところがございましたら、ぜひ検討いただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第37号 令和8年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計予算」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第38号 令和8年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」を議題といたします。

執行部の補足説明を求めます。

○建設政策課長

「議案第38号 令和8年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」につきまして、補足説明いたします。予算書の405ページをお願いいたします。第1条において、歳入歳出予算の総額を、歳入・歳出それぞれ3185万4千円と定めるものでございます。その主な内容につきまして、407ページ以降の、歳入歳出予算事項別明細書にてご説明いたします。

それではまず、歳出からご説明いたします。409ページを、お願いいたします。1款駐車場事業費、1項駐車場事業費、1目一般管理費の742万2千円は、駐車場運営に係る職員給与費を計上いたしております。前年度予算額との差額82万6千円につきましては、担当職員の変更はございませんが、人事院勧告による人件費上昇分の増額となっております。2目駐車場管理費の1731万6千円につきましては、飯塚立体駐車場の指定管理委託料などの駐車場管理に伴う関係経費を計上いたしております。今年度実施しました公募により、令和8年度から令和11年度までの4年間の指定管理者として決定した「太平ビルサービス株式会社」との指定管理委託料の減額などにより165万3千円の減額となっております。

次に、410ページをお願いいたします。2款公債費、1項公債費の611万6千円につきましては、市債償還の元金と利子を計上いたしたものでございます。

次に歳入につきましてご説明いたします。2ページ戻っていただきまして、408ページをお願いいたします。1款使用料及び手数料、1項使用料、1目駐車場使用料の1730万8千円につきましては、飯塚立体駐車場の使用料を計上いたしております。駐車場使用料につきましては、今年度における決算見込み額により計上いたしております。17万6千円の減額となっております。2款繰入金、1項一般会計繰入金の1454万5千円につきましては、一般会計からの繰入金を計上して、収支のバランスをとっております。

以上、簡単ではございますが「議案第38号 令和8年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」の補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありますか。

○川上委員

それぞれに関わるのかもしれませんが、指定管理委託料の減額の説明がありました。理由をお尋ねします。

○建設政策課長

令和7年度、今年度までを指定管理期間とする現在の指定管理委託料の基本額は1725万7千円でしたが、令和8年度からの次期指定管理期間におきましては1481万8千円の、243万9千円の減となっております。

その減額となった理由としましては、今年度までの指定管理契約には駐車場システム機器の更新費用が含まれておりましたが、今回の指定管理契約におきましては、現行の駐車場システム機器を継続して使用することとしましたことから、更新費用が不要となったためでございます。

○川上委員

少し意味が分かりにくかったです。もう一回お願いしていいですか。

○建設政策課長

今年度までの契約につきましては、システムの更新料といいますが、システム設置費が含まれておりましたが、新たなところでは今使っている機器をそのまま使用するという形でしておりますので、その機器を設置するという部分が外れたという形で、減額というふうになっております。

○川上委員

分かりました。更新料というのは何ですか。毎年度発生するのが更新料ですか。それが少し分からなかったの、分からないんだと思います。

○委員長

暫時休憩します。

休 憩 13:40

再 開 13:40

委員会を再開いたします。

○建設政策課長

前回契約する際には、指定管理料と一緒に含んで、駐車場システムの機械を新しい機械に入れ替えていただきました。今回は新しく機械を入れ替えていませんので、その分のシステムの更新というか、新たなシステムの設置費が入っていないということで、そのまま今のシステムを使うということで下がっているという状況でございます。

○委員長

券売機というか、駐車場の料金をカード入れて幾ら出てくる、そのことやろ。（発言する者あり）その機械のことを言っているわけやろ。（発言する者あり）

○道祖委員

システム更新料というのは、令和7年度までシステムを使っているんでしょ。それでこの8年度から更新はしないということは、7年度まで使っていたシステムは、違うシステムに変わるのか。7年度まで使っていたシステムは、このまま使えるわけでしょう。だから、システム更新料というのは、要は新たに、7年度まで入れたときのシステムの更新というか、利用というか、設置料金が含まれて、それが償還が終わったから、そのまま使えるということでもいいのか、ということでしょう。要は、設備費がもう、償還——。設備費のトータル費用がもう費用負担しなくなって、そしてそのシステムはそのまま使えるから、無償で使えるということでしょう。システムが入れ替える——、そういうことね。

○建設政策課長

そういうことでございます。

○委員長

ほかに質疑はございませんか。

○川上委員

予算書の408ページ、使用料の予算計上の根拠はどうなっていますか。

○建設政策課長

駐車場使用料につきましては、昨年5月からの大規模改修工事に伴い、イイツカコミュニティセンターが閉館した影響などによりまして、さきの12月議会で議決をいただきました令和7年度補正予算における決算見込み額として、この17万6千円を減額した1730万8千円としたことから、今回のこの決算見込み額という形で計上させていただいております。

○川上委員

その下のほうですけど、一般会計繰入金について、前年度比で65万1千円当初予算で減っておりますけども、これはどういう状況でしょうか。

○建設政策課長

こちらにつきましては、一般管理費における駐車場運営に係る職員の給与費が、人事院勧告により82万6千円の増額となった一方、先ほど申しました指定管理委託料の減額などにより、駐車場管理費が165万3千円の減額となったことによりまして、一般会計繰入金が前年度予算と比較して減額となっております。

○川上委員

議案第52号との関係で、文化会館の駐車場の管理を、これまではこの駐車場特別会計でや

っていたんですか。それは全然関係ないんですか。

○建設政策課長

コスモスコモンはコスモスコモンで、こちらは立体駐車場のみという形になります。

○川上委員

この駐車場については、「指定管理者による」ということになっているのか、「指定管理者によることもできる」ということになっているのか、どっちになっていますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:46

再 開 13:47

委員会を再開いたします。

○建設政策課長

飯塚市営駐車場条例によりますと、「市長は、指定管理者に駐車場の管理を行わせることができる。」となっております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第38号 令和8年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」に反対の立場から討論いたします。

詳しくは本会議で言いますけれども、必ずしも指定管理者制度対応でなくてもよいのではないかと思いますので、同意できません。

○委員長

ほかに討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第38号 令和8年度 飯塚市駐車場事業特別会計予算」について、原案のとおり可決することに賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第39号 令和8年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業誘致推進課長

「議案第39号 令和8年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」につきまして、補足説明をいたします。

予算書419ページをお願いいたします。第1条で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ4億8924万2千円とするものでございます。詳細につきまして、事項別明細書により歳出からご説明させていただきます。

423ページをお願いします。第1款第1項第1目飯塚あかね工業団地造成事業費として、5601万9千円を計上いたしております。第2款第1項公債費につきましては、第1目元金1236万6千円と第2目利子150万4千円の計1387万円を計上いたしております。第3款第1項予備費につきましては、4億1935万3千円を計上いたしております。

続きまして、歳入をご説明いたします。1ページ戻っていただきまして、422ページをお願いいたします。第1款第1項国庫補助金につきましては、飯塚あかね工業団地整備事業費に対する補助金として2304万3千円を計上いたしております。第2款第1項繰越金につきま

しては、4億6619万9千円を計上いたしております。

424ページをお願いします。最後になります。地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込に関する調書でございます。前々年度末現在高が1億1590万円、前年度末現在高見込額が1億4620万円となり、当該年度中元金償還見込額が1236万6千円の増となりますことから、表の一番右の欄になりますが、当該年度末現在高見込額は1億3383万4千円となっております。

以上、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○道祖委員

この飯塚あかね工業団地造成事業は、当初の予定ではいつ出来上がる予定でしたか。そしてこれを、今年度の予算で当初の計画どおり完成するのか、そこをお尋ねします。

○企業誘致推進課長

当初予定しておりました供用開始につきましては、令和10年度中の供用開始を予定しておりました。現時点におきましては、昨年、地質調査、基本設計調査等の延長に伴いまして、半年間延長したこともございますけれども、現時点では、令和11年度中の供用開始を予定しているところでございます。

○道祖委員

この件については、今後は調整池とかいろいろ整備されていくんだらうと思いますけれど、11年度供用開始に向けて、いろいろ造成が始まっていくんだらうと思います。確認なんですけど、この横にある土地を一部先行売却いたしましたでしょう。そこの関連は何も問題ないのかどうか、再確認させてください。

○企業誘致推進課長

現時点におきまして、さきの12月議会のほうでご説明させていただきましたとおり、調整池等の整備費の増額分につき負担金が発生することについて、先行売却事業者のほうには説明をしているところでございます。

なお、先方からは負担金についてのご理解は示されておりますけれども、負担金額の提示を受けたいとの回答でございまして、現時点ではまだ実施設計を今から進めていく段階でございまして、正式な金額が出てないような状況でございまして、今後、実施設計を進めていき、負担金を算出する中で説明してまいりたいと考えているところでございます。

○道祖委員

ここの開発のとき、先行売却して開発に支障ないのか、というような質問をした際の答弁で、土地を先に売ってしまったから、売ったところの責任で排水処理等はやってもらって、市が造成する工業団地については独自でやると。要は、先行売却したところの排水処理については別ルートで、河川に流すということで取り組むべきだということを行ったような気がします。そしてその際、ある委員への市の執行部の答弁は、「そのようにいたします。」ということだったと思いますが、この方針は変わってないというふうに理解していいですか。

今の回答では、調整池の造成については応分の負担金をもらうということは、以前の答弁とは違うということなのですか、それとも、その後の経過の中で、先行売却したところの話で、先行売却したところの土地から排出される水に対しては、市がつくる調整池を利用するという話になったんですか。それを確認します。

○企業誘致推進課長

質問委員が言われます当初の話でございまして、令和6年9月の経済建設委員会の中で、市議会のほうに先行売却地の売却の上程議案を出させていただいたところでございます。この時点での協議内容といたしましては、先行事業者が開発を行いまして、河川まで放流する。その

あとに、飯塚市のほうが残った土地を開発して、別で調整池等を整備して排水するといったような計画になっております。その後、先行事業者の開発計画につきまして市のほうの基本設計業務がありましたことから、計画を出していただくところで進めてまいっていったところでございますけれども、計画のほうが出てこなかったっていうところがございます、市の基本設計業務を進める中で、これ以上は待てないというところがございます、基本設計を半年間延長させていただいておりますけれども、その中で市の開発のほうが先行する形を、ということになりましたので、そういうことになりました場合は、福岡県の開発の担当課のほうにも確認いたしましたところ、市が先行する場合には、先行売却地の土地の現状の排水も含めたところの、雨水等の抑制をする必要があるというところで、現在に至っているところでございます。

さきの12月議会のほうでも答弁させていただきましたけれども、その方向性の中でいきますと、市で開発する調整池のほうに先行事業者のほうの雨水を接続し、負担金を取るというところで、現時点では先行事業者のほうに説明し、理解していただいているところでございます。

○道祖委員

結果として、先行売却したけれど、購入していただいたところの開発が遅れたから、飯塚市のほうでこの工業団地を造成するには、県の指導に従って、先行売却先の水処理まで負担しなくちゃいけないということになってきたということですね。

それは分かりましたけれど、応分の負担というのはどの部分までの応分の負担になってくるんですか。水路と調整池という、その建設費だけなのか、それともう一つ、以前言ったのは、何らかの問題が生じた場合、責任問題が生じるからですね。だから、別ルートにしとったほうがいいんじゃないかと言ったら、そのとおりですね、というような考え方だったと思うんですけど、今回、一緒の場所に流すようになれば、何らかの問題が生じたときに、生じた原因の責任というのはどういうふうになっていくのかなあというふうに思うわけですけど、従来なら、工業団地としてきちんと造成して、市が排水処理の計画を持って、こういうふうにしてますから土地を買ってくださいと、そして今後、ここの部分までは行政が責任持って工業団地として運用していきますよというようなことになっていくんだらうと思うんですよね。

というのは、例えば、鯉田の工業団地がありますね。今年度か来年度かに浚渫するというふうに聞いておりましたけれど、それは市のほうで調整池の管理をしているから、市のほうで浚渫するというふうに聞いておりますけれど、今度は応分の負担というふうになったら、先行取得されたところはどこまで応分の負担ということで話ができるんですか。応分の負担という範囲の話です。どこまで応分の負担の話をしているのか。先に取得した業者さんは、金額が出たら、話は応じますということですけど、応分の負担というのは、ちゃんと面積比率なりで、かかった費用、100円かかったらあなたのところは10分の1だから、10分の1だけ負担してください、10円分ですよというような話が、普通、応分の負担だと思うんですけど、そういう話をきちんとできていっているんですか。どういう交渉になっているのか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:03

再 開 14:11

委員会を再開いたします。

○企業誘致推進課長

質問委員がおっしゃられます負担の関係でございますけれども、調整池及びそれに接続されます先行売却地から接続する排水路につきましては、応分の負担、これは調整池の容量だったり、造成費とかという考え方がございますけれども、そういった按分に基づきまして、先方から負担していただくように考えているところでございます。

なお、その後の維持管理の部分につきましてですけれども、基本的には設置した市の所管の施設になりますので、基本的には市の管理とはなりますが、今質問委員が言われておりますように、今後その取扱いにつきましては顧問弁護士のほうにも相談しながら、先方と協議してまいりたいと考えております。

○道祖委員

考えていますじゃなくて、今後、要らぬ費用が、しなくていい仕事が生じるから、経費が増えるんじゃないですかということなんです。だから、経費を増やさないでやりますということとで答弁していて、何でそういうふうになるのかということなんですよ、問題は。また半年遅れたということで、造成が1年遅れるということになれば、世の中の経済がどういうふうになっていっているか分かりませんけれど、造成費等も高くなってきて、売却価格も変わってくる可能性もありますよね。そしたら、うまく企業誘致ができればいいけれど、遅れることによって、やはり市のほうに損失がかかってくるのではないかとこのように思うわけですよ。そういうところも、遅れた理由、当初説明された理由から言えば、そこまで全部応分の負担ということになれば、そこまで面倒見てもらえるのかどうかですよ。あなた方はお話をしていると言うけれど、細かく言うたらそれだけ金額は、当初よりも1年遅れることによって金額が違ってくる。その分だけを全部負担してくれる、応分で負担してくれるのかということを入れて、相手方と話をしていけないと。

それと、話をしながら、金額が出たときに、いやそれはちょっと無理ですよとか言われたら、また説明がおかしくなるから、きちんと契約書か何かに書いて、こういうふうにやりたいということで、きちんとこちらの要求を言っていけないと、何で先行して売ったんですかという話になります。だからその辺を、そういう話まではしてないんでしょう。議事録を交換しながらやっているとかいう——、丁寧さ、ただ口頭で言って、後々言った、言わないというふうにならないように、議事録のやり取りとか、きちんと残すようにしておかないと、後々困りますよ。困るような状態になってくるんじゃないかなと思うんです。その責任はどこにあるのかということになってきますから、その点、今後の交渉についてはきちんと、交渉を詰めていって、一日でも早く造成していくようにしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14：15

再 開 14：15

○副委員長

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

先ほど道祖委員のほうから質問がありましたけど、再度、繰り返しお尋ねいたします。飯塚あかね工業団地について、開発の問題について1年半ほど事業が遅れたと。繰り返しになりますけど、当初は事前売却をした先行取得者のほうが開発を先にやるということで、当初は売却契約を結ばれたのかどうか、確認させていただきます。

○企業誘致推進課長

令和6年9月に議案上程した際には、先行売却の事業者が先行して開発するというところで、先に売ってほしいというところの中で売却しております。

○坂平委員

そういう会議録は実際に残っていますか。

○企業誘致推進課長

はい、会議録が残っております。

○坂平委員

委員長をお願いします。そのときの会議録の資料要求をお願いします。

○副委員長

執行部にお尋ねいたしますが、資料として出せますか。

○企業誘致推進課長

はい、提出できます。

○副委員長

お諮りいたします。ただいま坂平委員から要求のありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 18

再 開 14 : 21

委員会を再開いたします。ほかに質疑はありませんか。

○坂平委員

基本的に、後でまた内容を見て話をさせていただきますけど、先行売却をした土地が、先とにかく開発申請をするというのは会議録に残っていますよという説明だったんですね。それが、どの段階かでそこが遅れて、飯塚市が先行して開発をしなきゃいけないようになったんですか。

それともう一つは、先行取得者が先に開発をかけるといったときには、飯塚市も同じように開発区域に入っているわけですね。今の段階では、飯塚市が先行するときには、先行取得者の分まで面積に入れて開発の申請をしなきゃいかんというふうな県の指導がありますと。これは逆でも同じことじゃないんですか。その辺りをご答弁ください。

○企業誘致推進課長

市が先行する開発の場合は、先行売却事業者のほうが上流といいますか、高いところにありまして、その部分の全体計画の中で、雨水の排水等を含めたところでしないといけないということになっております。

なお、先行事業者が先に開発する場合というのは、先行事業者が敷地の中の雨水排水を、下流の河川のほうまで流すということになりますので、市の土地の中は含む形にはなりますけれども――。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14 : 28

再 開 14 : 34

委員会を再開いたします。

○企業誘致推進課長

失礼いたしました。市が先行開発する際には、先行売却地の区域につきましても開発区域内に含んだところで開発する必要がございます。先行事業者が先行して開発する場合には、先行事業者の敷地の中で雨水等の抑制をしまして、そこから河川のほうに放流する経路を作成していただく形になりますので、市の残った土地については特に考える必要はございませんので、市が先行する場合と先行売却事業者が開発する場合等では異なる開発となります。

○坂平委員

今、あなたが言うのは、説明が少し足りないと思うんだよ。高低差があるから、市の造成地のほうが標高が低いから、高い標高だけのほうから水が下に流れてくると。だから市がするときには全体の水理計算をして、市のほうの調整池を大きくしなきゃいかん。でも先行取得者

が先に開発をかければ、先行取得者の範囲内の調整池を造るよというのが基本でしょう。どっちですか。

○企業誘致推進課長

今、質問委員がおっしゃられるとおりになります。先行事業者が開発する場合には、その敷地の中で調整等をされた上で河川のほうに放流するという流れになります。

○坂平委員

これは昨年度から何度もこの質問をずっとやっているわけです。あなた方、もう話が二転三転して、全くどれが本当の話かというのは分からない。今の段階になったら、先日も質問したときに、市有地の中には一切水は流しませんと、市の造成する中には、先行取得者の排水関係は一切流させませんということでご答弁があったわけよね。それがどんどんどん話が日にちがたつごとに話が変わってきて、別ルートで市の調整池まで排水を持ってきますという話になった。その後、時間がなくてそのままになってきましたけど、今度、先行取得者は別ルートで排水を調整池まで持ってくる。市有地の中に排水を造るんですかと、国道沿いに排水を持ってくるようにしますと言われていていますよね。その後、その市有地の中に民間の構造物を造らせた中で、借地というのはできるんですかということをお尋ねしたいと思います。

○企業誘致推進課長

先行売却地から市のほうの調整地に流す際に、市の土地の中を占用するという話になるかと思いますが、その部分につきまして管だったり、側溝だったり、そういった構造物を設置することは可能となっております。根拠といたしましては、飯塚市法定外公共物管理条例施行規則第2条で、占用の手続きが規定されておりました。工作物を設置する場合は、その構造図及び仕様書並びに占用等の場所を明示した字図を占用等許可申請書に添付し、許可を受けることで可能とはなっております。

○坂平委員

例えば排水の分を、構造物を設置したと。その維持管理はどこがするんですか。

○副委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:44

再 開 14:47

委員会を再開いたします。

○企業誘致推進課長

先行売却事業者が先行して開発する際には、先行事業者の土地から直接河川のほうに放流する形になります。その際、管なり側溝なり、設置される分につきましては市の土地を経由していきますことから、占用が発生することになります。その占用ということになりましたときは、その施設につきましては、先行事業者のほうで管理する形になります。

○坂平委員

話が行ったり来たり、前後しますけど、会議録を今チェックしてもらっていますが、あなた方が先行取得者が先に開発をかけますと。ここがネックなんですよ。これが急遽途中から、そこが開発申請をまだ出してないと。その後に飯塚市が開発申請を出すということが、売却の前提の話だったんじゃないの、売却の段階では。それが逆転したから、飯塚市が先行して開発をしなきゃいかんと。そのために、そういった諸問題がいっぱい出てきたわけでしょう。違うんですか。どっちですか、それは。

○企業誘致推進課長

そのとおりでございまして、売却する際には、先行事業者が先行して開発して、その後に市が開発していくといったところでお話をしていたところでございます。その後につきましては、先行事業者の開発計画が出てこなかったこともございまして、そこで催促等はしておりました

けれども、最終的に出てこずに、市の基本設計業務がこれ以上遅くなつてはいけないというところで、市が先行して開発を行うというふうに変更されたものでございます。

○坂平委員

だから、先ほどから言うように、あなたも先行取得者が先に開発をかけると、それは会議録の中に入っています。売却の契約の中にもそういった文言は入れていますか、入っていませんか。ノーかイエスの返事だけでいいですよ。時間がかかりますので、あなたの説明は。

○企業誘致推進課長

契約書には入っておりません。会議録が入っております。

○坂平委員

売却のお話をする会議録の中に入っていることに対しては相手方には追及はしたんですか。

○企業誘致推進課長

はい、しております。

○坂平委員

それに対してはどういった回答があつていますか。

○企業誘致推進課長

先方からは、開発行為について勘違い等がございまして、市の排水路が先行事業者の土地のすぐ近くまでできるものだと思つていたというところの発言は聞いております。

○坂平委員

すみません、もう一度。

○企業誘致推進課長

先方からは、開発についての知識と申しますか、そういったところについて勘違いがありまして、市の開発地の中にあります排水路が先行事業者の土地の近くまで来るものと思つて、そこにつなげられるものと思つていたというところでございます。

○坂平委員

やっと少しずつ本音が出てきましたね。先行売却する段階で、市は飯塚あかね工業団地ということで、開発をかけて工業団地を造りますよと。こういった工業団地を計画して造りますから、標高の高いところの部分で先行売却して、相手方は市の開発する水路なり排水路なりにつなぎ込むという解釈をしておつたということですか。

○企業誘致推進課長

はい、そのとおりでございます。

○坂平委員

先行売却をするときに、ちゃんと先行取得者は先に開発申請は自分のところは出しますと。あなた方が今まで言つてきた、排水は馬敷川に——、県土整備事務所のほうにも申請して、別に排水を持っていきますという話はどこから出てきたの。市のほうにつなぎこみますという話と全く場違いの話なんですよ。

○企業誘致推進課長

売却前後にはなりますけれども、そのときから先行売却の場合については、先に開発するというところで、直接、川のほうに放流するというところで話を進めてきておりました。その中で、先方から市の開発の中でできる排水路のほうにつなげたいという話があつたところで、ずっと協議を続けてきたところで、このような形で基本設計も遅れましたけれども、現在、市の調整池のほうにつなげたいといったような形で、協議が現在に至つているところでございます。

○坂平委員

あなたの説明を理解しようと思つても、理解ができないよね。というのは、一番当初、売却の話のときにはそういった別ルートで、自分のところの排水は流しますよということで、あなたは協議をしてきたわけでしょう。だから、それがいつの間にか、飯塚市が開発して排水を

つくった調整池のほうにつなぎこみますというのは、どこの話で、どういうふうにしり替わったわけ。売却するまでの会議録がずっとあるわけでしょう。その中で、別ルートで流しますよということで売却したわけでしょう。今のあなたの説明であれば、飯塚市の開発した水路につなぎ込みますという話はどこの段階で出てきたわけ。売却後ですか、売却前ですか。

○副委員長

委員の皆様、サイドブックに資料が掲載されましたので確認をお願いいたします。暫時休憩いたします。

休憩 15:08

再開 15:20

委員会を再開いたします。

○坂平委員

先ほど会議録の請求をして中身を見ていますけども、これを見るときりがいいですね。会議録がきちんと全部入っているわけではなく、必要最低限の文言だけが整理されている。これでは意味が全然通じないし、解釈もしにくいです。この件はるる質問してきましたけど、きりがございません。それで、先ほど同僚委員からも質問があった受益者負担——、市が先行して開発をしなきゃいかんと、先行取得者が後から開発をすると。だから同時にしたらどうですか、同時に。一緒にやりましょうよと。面積の受益者負担でやりましょうと。一緒のことでしょ、開発だから。だから、そういった提案をして協議をするべきじゃないんですか、どう思いますか。（発言する者あり）

○瀬戸委員

開発をかけるときに、市と別の会社だから、これは開発許可が同一開発とみなされるの、別々いいの。同一開発にならないの。3年以内は扱われないとかよくあるじゃない、普通開発だったら。それを県に確認取っているの。（発言する者あり）

○土木建設課長

開発の協議に関しましては、福岡県の都市計画課に相談に行った際に、先行事業者が単独で排水路を整備する、排水計画をする市のほうが、そこを踏まえて別でまた排水計画を整備するというのであれば、一体開発にはならないだろうという意見は頂いて、明日なんですけど、最終的な話は県庁のほうに聞きに行くようにしております。

○瀬戸委員

坂平委員が言われたように、一緒にやったほうがいいよと。調整池を1個造って、按分比例して、流量計算して按分比例して1個になりましたと。そうなった場合、一緒になれば、これは同一開発、一体開発になるじゃない。そうなったときは、29条も一緒に申請しなくちゃいけないような形になるんじゃない。多分そうなると思うよ。

○土木建設課長

委員が言われますとおり、一緒にするということであれば一体開発になるのではないかと思うところですが、その辺に関しましては、また都市計画課のほうに確認していきたいと思っております。

○坂平委員

だから、この工業団地になる前に売却した、工業団地として。これは工業団地じゃないですよ、今から工業団地にする開発申請を出すんですよ。あなた方は、先行売却をしたのはあくまでも工業団地として買い戻し特約も全部つけているわけよね。でも、それ自体もおかしいわけよ。雑種地か何か分からん。それを工業団地という名札をつけて、売却しているわけ。それ自体もおかしいわけ、本来。行政がする段階ではないんですよ。だからあくまでも、今も話がありましたように、一括して飯塚市が先行取得者から承諾を得て、きちっと契約書を結び直して、開発申請をする。そして、受益者負担は受益者負担できちんともらうということで進めていか

ないと、今言うように、あくまでも先行取得者が開発を別々で飯塚市としたときには、別々の排水計画を持っていったしなきやいけんよということで、県のほうから指導があっているでしょう。別開発やから、別々の排水を持っていかないかん。本来は、それが一番ベストなんです。一番当初説明を聞いたときは、そういう説明で私は聞いた。だから、先行売却した土地が先に開発をしようと、後でしようと、別に開発申請が出ますからということであれば、飯塚市は何も調整池を大きくしたりする必要はないわけでしょう。今の説明を聞けば、別の開発になるわけだから。それを何で県から指導を受けて、先行売却をした土地の面積まで水理解析をして、調整池を大きくしなさいというような指導を受けたと言うけど、それはおかしいんじゃないですか。県のほうから指導を受けること自体が。今の説明であれば、そういうことでしょう。別々で開発すれば、別排水計画を持っていけば、別に市のほうの調整池に集約する必要性はありませんよという説明ですよ。別々の排水計画を持っていくわけだから。あなた方が言うことは一般的に考えると、全く理解できないわけ。今からかかる費用については、かかる前に相手方ときちんと契約を結んで、きちんと署名捺印してもらって、お互いに契約書を結んでください。それは確約できますか。

○企業誘致推進課長

確約なり覚書を締結するなりしてまいりたいと考えております。

○坂平委員

考えておりますではなくて、私が聞いているのは、確約できますかということをお尋ねしているんです。考えておりますということは、どうなるか分かりませんという回答ですよ。経済部長、回答してください。

○経済部長

受益者負担等の負担金を先行事業者に負担するといったような覚書なり契約について、締結するということについて確約いたします。

○坂平委員

開発についても一緒だと思います。今から先、開発をすることについて。開発を同時にするかしらないか、それも先に、計画を打ち合わせして、確約を取ってください。別々にするならば排水は別ですよ。開発を一緒にするならば、受益者負担で面積割で、開発申請のほうも飯塚市が代行でしますから、その受益者負担を必ず出せますかということの確認も取ってください。部長お願いします。

○経済部長

今の質問委員が言われますように対応いたします。

○坂平委員

それと、今そこまで話が終わりました。ただ、この1年と半年かな、竣工が遅れたのが、この間、先日も聞きましたけど、今までは大体、概算の総工費40億円ぐらいの予算で見えていたと思います。今現在では概算でありますけど、遅れたための物価高騰とかそういったものを考えますと、どのぐらいの金額がアップしましたか。

○企業誘致推進課長

今、質問委員が言われます、議会等での答弁につきましては、過去には数字は答弁したことはないかと思うんですけれども、現時点で試算されます基本設計が出来上がった数字といたしましては55.3億円かかる計画となっているところでございます。

○坂平委員

公の場では、あなたは一番当初の予算額というのは公表していないと思いますけど、私があるあなたのところにお話を聞いたときに、当初の飯塚あかね工業団地の計画は、概算40億円ぐらいですというお話を聞いた記憶がございます。（発言する者あり）いや、私は所管に行って聞いたの。（発言する者あり）所管に行って聞きましたよ。そして、概算はどのぐらいですか

ということを聞いたら、約40億円ぐらいですと。

そして、先日この話の内容、会議録があるかないかという話を聞いたときに、今現在、1年半遅れたために、どのぐらいの予算がオーバーしたんですかと聞いたら55億円ぐらいになりますと、概算ですよということで説明を聞きましたよ。だから、15億円くらい、この物価高騰で、1年半で上がっているわけですよ。だから、そういったことも十分加味しながら、今後の仕事を進めてください。よろしく願いしておきます。（発言する者あり）副市長、先ほど約束したことはきちんと実行させてください。お願いします。

○副委員長

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

予算書の423ページなんですけれども、調査測量設計委託料2862万3千円、この予算計上の趣旨をお尋ねします。

○企業誘致推進課長

調査測量設計委託料につきましてですけれども、こちらにつきましては開発申請に必要な外周の境界確定のための境界確定測量や工業団地造成のための土壌汚染等の調査を委託する経費となっております。

○川上委員

これは調整池を造成するのに必要な調査なんですか、そういう位置づけになっているんですか。

○企業誘致推進課長

調整池だけということではございませんで、開発区域全体の調査となっております。

○川上委員

調整池も含むということなんですね。

○企業誘致推進課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

調整池適地を定めて、そこは少し重点的にボーリングとかするのかと思いますけど、そういう考え方ですか。

○企業誘致推進課長

ボーリング調査につきましては今年度終わっておりますけれども、今回の8年度に要求しております調査につきましては、まず1つ目が、土地の境界確定測量になります。これは外周もですけれども、市の土地が5筆ございますので、その分の確定をする測量となっております。それは、今後の工業団地ができたときの道路や工場敷地等を分筆するための事前の測量ということで考えております。

それから、土壌汚染調査につきましては、その前の段階で地歴の調査を行う予定としております。地歴調査につきましては、その土地の過去の経緯とかいったところを調査した上で、この土地に土壌汚染がないかというところの調査を行うものでございますので、ボーリング調査といった内容の調査ではございません。

○川上委員

そうすると、設計はないと。用地造成全体の設計はないということですか。

○土木建設課長

先ほど企業誘致推進課長が言われました委託に関しましては、まず土壌汚染対策法に基づいて、地歴調査でこの土地が土壌汚染法に該当するものかというのは、過去に遡って、いろいろな建物とか、今まで操業されてきたものとかを確認しながら、県のほうにその資料を持って、ここが土壌汚染対策法に該当するのとかかを判断するような、まず土地履歴調査の委託を行い

ます。そこで、県のほうから指導がございまして、全体の中で、ここが該当するのではないかという判断があれば、土壤汚染調査のほうに入っていきような委託の流れとなっております。

○川上委員

飯塚市は赤坂調整池事件というのがあって、土壤汚染対策法に基づく手続きを、あのときは失念していましたという答弁でしたね。それがもとで、当時の市長が辞職するという発言をするに至ったことがあるんだけど。先ほど私が質問したのは調査測量設計委託料なんだけれども、設計はないということですかという質問なんです。

○土木建設課長

すみません。設計のほうは入っておりません。

○川上委員

先ほど令和11年度中の供用開始という答弁がありました。そうすると、令和9年には造成に入らないと間に合わないでしょう。そうしますと、令和8年、新年度において実施設計ということになるわけでしょう。その予算はどこにあるんですか。

○企業誘致推進課長

実施設計の予算につきましては令和7年度、今年度に、今執行している段階で、8年度繰越しとなっているところでございます。

履行期間が令和9年3月末、8年度末となっておりますので、来年、9年3月31日となっております。

○川上委員

それで、既に実施設計は調整池が1つですよ。DIST、ドーケンからも接続しますということ的前提の実施設計になっているわけでしょう。

○企業誘致推進課長

基本設計上は、今質問委員が言われるとおりとなっております。

○川上委員

その微妙なところは何なんです。設計上はという微妙なところ。私の質問は、もう基本設計は終わっているんでしょうから、実施設計の前提として、土台がもう調整池は1つですよ。ドーケンかDISTか分かりませんが、皆さんドーケンと言うからそうなんだろうと思っていきますけど、そこが接続しますよ。それ前提で、今実施設計をやっている、もう成果品が、年度が変われば出てきますよということなんでしょう。だから前提なんです、実施設計上はというニュアンスが、どういうことですか。

○委員長

先ほど質問したときに、相手方の先行土地取得者ときちんと契約書を結んでくださいよ。あなた方は結びますよ。結んだ後しかそういう進め方はできないわけでしょう。相手方が、いや受益者負担はうちは払いませんよと言われたときに、できないわけよ。（発言する者あり）だから実施設計と基本設計、（発言する者あり）実施設計とあれはね、全く違う。（発言する者あり）

暫時休憩いたします。

休 憩 15：24

再 開 15：24

委員会を再開いたします。

○企業誘致推進課長

基本設計業務につきましては完了しております。調整池を1つというところで完了しております。今後実施設計の中で、先ほど確約するというので答弁させていただきましたけども、そういった中で、今後の実施設計を進めてまいりたいと考えております。

○川上委員

先ほど私は、実施設計は予算が見当たらないけど、どこにありますかと聞いたら、7年度中の補正で上げて、そして繰越しにしていると。実施設計の成果品は、何月と言ったかな、5月と言ったか。

○企業誘致推進課長

実施設計の予算につきましては、令和7年度の当初で繰越しをさせてもらっております。そして実施設計の完了につきましては、令和8年度末、令和9年3月末となっております。

○川上委員

じゃあ全然聞き間違っているわけだ、私。その令和7年度の補正で、実施設計の予算をつけて、繰り越したとかいうのは全然聞き間違ったんですか。全然言ってないことを聞いたと思っているわけ。

○企業誘致推進課長

令和7年度の当初予算での繰越しとなります。

○川上委員

分かりました。そういった基本設計は終了していて、それは先ほど言ったように、調整池は1つ。先行売却したところからつなぎ込みということになっていますと。それでいいですか、基本設計については。

○企業誘致推進課長

はい、そのとおりでございます。

○川上委員

実施設計は令和7年度当初に入っていて、現在作業中と。成果品は3月中に上がる。

○企業誘致推進課長

今月の3月ではなくて、来年の3月末となります。

○川上委員

来年の3月。そういう意味で、令和8年度中の実施設計という意味ですね。その前提は、基本設計が前提でしょうから。最初から調整池を1つ。そして、それに先行取得してもらったところからはつなぎ込みということで、基本設計とおりの実施設計も今、動いているということでしょう。

○企業誘致推進課長

実施設計につきましては、今からということになります。入札自体につきましては、3月3日に行われておりますけれども、今後、来年度末に向けて実施設計を行っていくところでございます。

○川上委員

分かりました。私が勘違いしていて、もう今年度委託していて、それでもう作業していると思っただもんだから。そうじゃないわけね。これからというと、今から1年かけて実施設計ということなんだけど、それ分かりましたけど、その実施設計は、仕様書というか、基本設計がベースだから、何度も言うけど調整池は1つで、つなぎ込みですよということで実施設計は発注するわけでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15：32

再 開 15：32

委員会を再開いたします。

○土木建設課長

今基本設計の中では委員が言われるように、調整池が1つで、上流の先行開発からの排水を流し込むような形の基本設計となっております。先ほどいろいろご意見というか、指導いただ

きながら、経済部長も言われたように、今後先行事業者ときちんと確約を取って、調整池の規模、直接開発で別開発になるのであるならば、調整池の大きさも変わってくると思いますので、そこはしっかり確約を結んで進めていこうと思っております。

○川上委員

基本設計は調整池が1つ、つなぎ込みというふうにしたけど、令和8年度に取り組む実施設計においては、相手の負担金、約束か文書か何か、確約——、何て言うかな、協定、そうしたものを取る必要があるけど、取れない場合は、という含みがあるということなんですか。基本設計どおりでは、実施設計を出さないことがあるということになるわけ。

○企業誘致推進課長

今後確約するその協議内容によっては、変わってくる可能性があります。

○川上委員

そしたら、変わってくるという意味合いは、調整池が2つになることがあるかもしれないということをおっしゃっているんですかね。

○土木建設課長

調整池が1つというのはもう変わらないことです。速やかに、企業誘致推進課のほうで、先行事業者と細かいところまで調整、確約いただいて、開発の仕方等で、調整池の容量が今、基本設計で考えている部分が、容量が変わるような、流れてこない直接放流になると、別開発になると、今計画しております調整池に流れてこないような形にもなりますので、そこら辺はしっかり早い段階で先行事業者と確約していただいて、実施設計に反映して設計を進めていきたいと思っております。

○川上委員

いつまで続けるのかという気がしますけど、確約、約束が取れて、造成に関わる負担金、それから、維持管理に関する負担金に約束が取れて、それから実施設計を発注するんですか。

○土木建設課長

先ほど企業誘致推進課長が言われましたように、実施設計の業者のほうはもう入札で決まっております。実施設計する中で、設計する項目がいろいろありますので、できるものを先に、なるべく早く先行事業者と協議をしていただいて、調整池の実施設計を進めていきたいと思っております。

○川上委員

実施設計はもう委託済みなんですか。発注済みなんですか。

○土木建設課長

先ほど企業誘致推進課長が言われたように、今、入札行為が終わって3月3日に終わったような形で、今契約の準備段階になっている状況であります。

○川上委員

そうなんですね、入札も終わっているんですね。そしたら、落札したのはどこですか。

○企業誘致推進課長

落札業者につきましては、国際航業株式会社になります。基本設計の受注者と同じになります。金額につきましては、すみません、今確認中でございます。

○川上委員

そしたら、入札の前にこういう内容の仕事ですよというのを、公告の段階で示すでしょ。それには調整池は2つですよとか1つですよとか、そういうようなことはどちらでもできるように公告しているんですか。それとも、基本設計は1つですから、基本設計に基づいて実施設計というのが普通だと思うので、国際航業は調整池を1つ造ると思って受注しているわけでしょ、今。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 15:34

再開 15:35

委員会を再開いたします。

○土木建設課長

実施設計を出す分に関しましては、仕様書に調整池が2つとか1つとか、そういう数値は入られてなくて、実施設計の場合は、基本、委員が言うように、基本設計を基に実施設計を行うよ
うにということで、出しております。

○川上委員

ということは1つ、2つと書いてなくても、基本設計でということでしょうから、国際航業
は1つ造るで手を挙げて落札したということでしょう。

○土木建設課長

1つというか、基本設計を基に設計をするということで、発注はかけております。

○川上委員

基本設計は25ヘクタール全体を流域面積、水が来る面積だということで設計してやっ
てるんだから、そのとおりに造るわけでしょう。

○土木建設課長

先行取得用地を含んでいるかということを一——、そこから流れてくる水、上流域から流
れてくる水の分を考慮して、調整池とかは、今設計一——。

○委員長

暫時休憩します。

休憩 15:42

再開 15:44

委員会を再開いたします。

○土木建設課長

基本設計の中では、上流域の分の水も含めて調整池を計算して設計しております。

○川上委員

これに基づいて実施設計するわけでしょう、今の答弁では。（発言する者あり）そしたら、
もう必ず接続することが前提のキャパになっているわけでしょう、この基本設計。

○土木建設課長

はい、現時点ではそのとおりでございます。

○川上委員

これからの実施設計で、そのドーナツなのか何か分かりませんが、先行取得者が別ル
ートで処理するといった場合は、これは小さくなるだけになるわけですか。

○土木建設課長

位置は今最適な箇所を選んでおりますので、規模が小さくなるような形になります。

○川上委員

それから、この件について、造成と維持管理について、いつまでに負担金の約束が取
れなければというタイムリミットがあるかと思うわけです。その辺は何かイメージがある
んですか。

○企業誘致推進課長

現在、実施設計事業者との契約段階というところでございますので、今後協議する中
でそういった期限といったところについて協議してまいりたいと思います。

○川上委員

大変なかなか難しい状況と思うけど、合意が取れて接続しますよという場合は、大
きい調整池になる必要があるでしょう。話がまとまらないと、独自に処理してください
ということにな

ったときは、小さくならんといかんけど、もう小さくならない場合は税金の無駄遣いになるわけでしょう。大き過ぎるといふか、設計としては。だから、その時期を見定めるといふのが1つはいるのかなと思うけど。

それと、法的拘束力といふか、効果のある契約ないし協定ないし覚書なんかいると思うけど、そういうことですね。それで、さっきちょっと気になったんだけど、40億円、初めて聞きました。それから55億3千万円といふのは、今日、正式に話を聞いたけど、今日の経済建設委員会の前に、40億円とか55億3千万円とか、所管課に行ったら聞かせてもらえたわけですか。

○企業誘致推進課長

先ほどの金額につきましては、そういうふうに回答したことはございません。

○川上委員

例えば、鯉田工業団地、25億円だったか、そういう概算事業を組む場合、概算の数字は聞いたりしますよね、議会は。その入口の基本設計で幾らとか、実施設計は幾らとか聞くけど、全体で総事業費、概算でどれぐらいになるかといふのは聞くんだけど、この40億円とかは議会で聞いたことがない。所管課に行けば聞けるよといふ、今話があったんで、そしたら――、執行部は話したことがないといわれるでしょう。どういふことなんですか。議員は行って聞いたと言っている。皆さんはしゃべっていないといふ。部長とか副市長とか、そこから聞いたという感じじゃないよね、所管といふから。しゃべっていないのに、何で聞いたといふ人がいる。聞いたといふのに、何でしゃべっていないといふわけ。どういふことなんですか。55億3千万円といふのは、基本設計が終了した段階の数字として、今日公式に議会に説明があったといふのは確認します。40億円といふのは何なんですか。

○企業誘致推進課長

まず、その55.3億円につきましては、基本設計におきまして売却可能面積や土地利用の柔軟性を確保するためには、この金額といふところで事業費の積算がされているところでございます。過去の経済建設委員会のときの、令和6年6月21日の経済建設委員会の中では、先ほど委員が言われておりましたけれども、鯉田工業団地の整備費を参考にといふところで、20億9千万円かかっている。人件費、資材の高騰等を踏まえ、これ以上の大きな費用がかかるといふところで、具体的な金額は基本設計の中で積算していきたいといふふうな形で答弁しているところでございます。

○川上委員

その話はありがとうございます。40億円の話を聞いているわけです。先ほど言った質問。どういふことなんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:46

再 開 15:47

委員会を再開いたします。

○川上委員

大体40億円といふ数字と、55億円といふ数字と、その差額である15億円といふ数字が、2つの数字が執行部から特定議員に伝えられて、その議員は15億円も上がったのはなぜかといふ問題意識を持ったといふことが、大体、やり取りで分かりましたけど。この数字はそのように取り扱ってよい数字なんですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:01

再 開 16:01

委員会を再開いたします。

○企業誘致推進課長

造成工事費に伴います期間が1年間延長することに伴う影響額につきましては5%というところで、5%程度の高騰が見込まれておりますので、その分につきましては、2億円ほどの増加の可能性がございます。先ほどの40億円という数字につきましては、私の記憶の中ではその数字を言った記憶がございません。

○川上委員

私は40億円にしろ55億円にしろ、そのように扱ってよいのかというふうに思ったわけです。例えば、さっき答弁があったけど、昨年の経済建設委員会と言われましたかね。議員のほうから、どのくらい見込んでおるかと議会で聞かれて、そしてこういうふうなことを前提に考えればこれぐらいですよという答弁はあり得ると思うんです。しかし、議会でもないところで、前提もなくこういう数字が出るというのは、あるいは、議員がそういう認識を持ってしまうというのは、気をつけないといけないなど。百条調査特別委員会に発展するかもしれないぐらいの事項だと思うんです。ですから、担当課長がしゃべっていないとすれば、誰がしゃべったのかと。どこで聞いたのかということだろうと思うんです。この件については、またお尋ねする機会があると思います。

それから、この件では交渉相手がちょっと気になるわけです。この調整池問題はドーケンと話をしておるということのようですけど、ドーケンと話をしているんですかね。

○企業誘致推進課長

今回、この土地の売却をした先はDIST株式会社で、ここの代表が安永代表になります。実際にここを事業用地として活用されるのは、株式会社ドーケンとなっております。その代表も同じく安永代表取締役となっております。その中で、今話をしているところでございますので、所有者でもあり、事業活動の企業の代表者でもあるといったところになります。

○川上委員

どちらでもいいですよというわけにいかないんじゃないですか。開発します。当然、水の処理の責任があります。水の処理の責任は、土地の所有者にあるんですか。あるいは開発行為者。開発行為者は誰なんですか。DISTじゃないんですか。ドーケンなんですか。

○企業誘致推進課長

水の管理としましては、開発事業者になります。開発事業者は、現時点ではまだ開発計画が出来上がっておりませんので、実際に誰がというところは、今現在では不明となっております。

○川上委員

そしたら、責任のない者、あるいは誰か分からない相手と一生懸命交渉しているということになりませんか、法律上。

○企業誘致推進課長

令和6年8月に交わしました不動産売買仮契約書の中では、飯塚市と所有者でありますDIST株式会社、それから、株式会社ドーケンの事業の用に供することを目的として、3者契約を結んでいるところでございます。

○川上委員

いや、ですから、この水の処理について、ドーケンと話をしているんですか。それとも親会社の、土地の持ち主のDISTと話しているのか。使用を認められたドーケンと話をしているのか。開発申請はしていないから、開発行為者が分からないからということ、それは分かるけど、誰と今、水処理の問題で話をしているのか、そこが鍵じゃないかなと思って。誰と話しているつもりですか。

○企業誘致推進課長

この土地を事業の用に供する株式会社ドーケンとなります。

○川上委員

ドーケンと話しているんですね。ドーケンはこの交渉の間に、資本関係に変化がありましたか。

○企業誘致推進課長

高周波熱錬株式会社が株を取得しております。令和7年4月になっております。

○川上委員

去年の4月4日に、高周波熱錬株式会社が、各位ということで、株式会社ドーケンの株式の取得、子会社化に関するお知らせを發表していますよね。このことは、かなり微妙な交渉を今続けているんだけど、交渉相手が引き続きドーケンの代表取締役社長でよいのか、その辺の判断はどうしていますか。

○企業誘致推進課長

意思決定につきましては、高周波熱錬へ稟議を回し、決定する必要があるとは聞いております。ただ、協議の窓口としましては株式会社ドーケンと引き続き行っているところでございます。

○川上委員

そうすると、先ほど委員から問われて、私も聞いたわけですけど、覚書、協定というのはどこで結ぶんですか。

○企業誘致推進課長

株式会社ドーケンを想定しております。

○川上委員

株式会社ドーケンは飯塚市と覚書を交わした後、高周波熱錬に持っていくわけですね。高周波熱錬が最終的な決裁権を持っているということなんですね、違うんですか。

○企業誘致推進課長

この確約を結ぶ前に、高周波熱錬のほうに稟議を回されるものと思われま。

○川上委員

開発行為者と、こういう覚書を交わすんですか。それとも、最高位にある者と交わすんですか。

○企業誘致推進課長

株式会社ドーケンにつきましては、法人としての位置づけでございますので、確約する相手方としては株式会社ドーケンということで考えております。

○川上委員

それは考えているので、よいかどうか、よくよく調べてくれませんか。ふくおか県央で仮契約書を出して、記録があると書いてあるから、出してと言ったら、ありませんと。仮契約もその文言を全部削除して、また、契約書を土地の売買で出すようなことがあったんだけど、そのとき、弁護士に相談してオーケーと言ってもらっていますという話だったんです。それでも、そのありさまでしょう。今回の場合、あなた方はドーケンで大丈夫でしょうと思っていますと言っただけで、思っていますずっと追求されているでしょう。だから、きちんと確認しておかないと、赤坂調整池みたいになったら大変でしょう。きちんとやってもらいたいと思います。

それから、鯉田工業団地造成に関する返還金についてなんだけど、予算書424ページに調書がありますね。この中に含まれているんですか。

○企業誘致推進課長

地方債の現在高の見込みに関する調書かと思われましても、この分につきましては、飯塚あかね工業団地の分になりますので、鯉田工業団地の分は含まれておりません。

○川上委員

含まれていないと言われたんですかね。もう償還は終わったんですか。

○企業誘致推進課長

鯉田工業団地の分につきましては完了しております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

○川上委員

私は「議案第39号 令和8年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」に反対の立場から討論を行います。詳しくは本会議で述べます。

飯塚あかね工業団地については、審議の過程で不透明感が漂います。未確定部分もあります。また、鯉田工業団地については、三菱マテリアルと本市の間の土地売買契約書のうち、第9条において、公害賠償責任は本市が一切責任を負い、三菱マテリアルには賠償請求をしないとの土地売買契約書の規定があるわけですがけれども、これは鉱業法に矛盾しており、当時、執行部内で解釈が分かれる議論がありました。その点を指摘して、反対討論とします。

○委員長

ほかに討論はございませんか。

(な し)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第39号 令和8年度 飯塚市工業用地造成事業特別会計予算」について、原案のとおり可決することに、賛成の委員は挙手願います。

(挙 手)

賛成多数。よって、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休 憩 16:10

再 開 16:19

委員会を再開いたします。「議案第40号 令和8年度 飯塚市水道事業会計予算」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○企業管理課長

「議案第40号 令和8年度 飯塚市水道事業会計予算」について補足説明いたします。公営企業会計の予算については、一般会計の官公庁会計と異なり、公営企業会計の複式簿記となります。補足資料を作成しておりますので、この資料に沿ってご説明いたします。

資料1「令和8年度 飯塚市水道事業会計予算」をお願いいたします。2ページをお願いいたします。まず、公営企業会計の予算の仕組みについて、3つの財布という例で説明させていただきます。

第1の財布が収益的収支、維持管理費用となります。この収入として、水道料金や下水道使用料等の料金収入があり、支出として、水を作る工程でかかる費用、施設の維持管理の経費、企業債を借り入れした際の利息がこの第1の財布から支払われます。

第2の財布が資本的収支、投資費用となります。収入として、企業さんや一般会計からの補助金、負担金があり、支出として、建設改良費等の事業費、企業債元金の償還がこの第2の財布から支払われます。

第3の財布が内部留保資金等となります。未処分利益剰余金や内部留保資金を貯めておく財布となります。前年度までに生じた第1の財布、収益的収支の余り、利益や、現金支出を伴わない、減価償却費などを入れる財布である、いわゆる貯金のような性質があります。第1の財布や第2の財布で不足が生じた際に切り崩して使用しますので、ある程度余裕がないと安定した経営ができません。

3ページをお願いいたします。水道事業の推移ですが、令和6年度までは決算値を、令和7年度は決算見込で表示しております。令和8年度の業務予定量は、給水戸数6万787戸、年間総給水量1197万3427立法メートルとしております。

4ページをお願いいたします。この資料の金額は概算になりますので、ご了承ください。収益的収支につきましては、税込の予算書ベースで収入合計が27.8億円、支出合計は26.1億円、差引1.7億円となります。収支の結果、損益計算では消費税分を差し引きますので、純利益が0.7億円となり、内部留保資金等へ積立いたします。

5ページをお願いいたします。収益的収支の令和7年度当初予算額との比較になります。料金収入につきましては25億3717万3千円となり、令和7年度と比較し、5248万2千円の減となっております。これは大口径の使用者の使用量が大幅に減となっていることが大きな要因ではないかと考えております。

6ページをお願いいたします。資本的収支につきましては収入合計が9.5億円、支出合計は19.2億円となり、不足額が9.7億円となっております。この不足額につきましては内部留保資金等から補填いたします。

7ページをお願いいたします。資本的収支の令和7年度当初予算額との比較になります。改良事業費につきましては10億6519万6千円となり、令和7年度と比較し、2億3948万6千円の減となっております。こちらは国の補正予算に伴い令和7年度1月補正において、令和8年度に予定しておりました工事約3億円分を前倒ししたことによるものであります。

8ページをお願いいたします。「内部留保資金等、企業債残高及び当期純利益の推移」でございます。グラフの下の表に記載しておりますが、令和8年度は、0.7億円の純利益を見込んでおります。なお、参考として、経営戦略における令和8年度計画値を表記しておりますが、令和8年度当初予算と比較しますと物価高騰等により、純利益が1.2億円減少しており、厳しい経営状況となっております。

9ページをお願いいたします。令和8年度の主な事業といたしましては、津原導水管布設替工事外、老朽管路の更新や、令和7年度から9年度の3か年で実施する鯉田共同及び岩崎浄水場集中監視装置等改良工事外、施設の改良工事を実施いたします。

以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員

予算書の16ページ、債務負担行為に関する調書があります。事項としては2件ありますけれども、それぞれ説明をお願いします。

○上水道課長

飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託につきましては、大きく分けて、運転管理等業務と料金収納等業務を業務内容とする、令和5年度から令和14年度までの包括的業務委託でございます。

運転管理等業務につきましては、浄水場や配水池等の水道施設の運転管理、水質管理、保守点検、環境整備、各種再委託業務となります。

料金収納等業務につきましては、上下水道の料金収納業務、メーター関連業務、給水装置関連業務、水道管路関連業務等でございます。

○川上委員

限度額は幾らですか。

○上水道課長

限度額につきましては65億5113万8千円となります。

○川上委員

先ほど浄水施設等の運転管理委託というふうに言われました。詳細をお尋ねしたいんですけども、契約書を手元にもraitたいので、委員長において取り計らいをお願いします。

○委員長

ただいま川上委員から要求がっております資料は提出することができますか。

○上水道課長

用意できます。

○委員長

即座にできますか。

○上水道課長

すぐに対応させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。暫時休憩いたします。

休 憩 16 : 30

再 開 16 : 39

委員会を再開いたします。サイドボックスに掲載しましたので、確認をお願いいたします。

ほかに質疑はありませんか。

○川上委員

資料ありがとうございました。そこで、一括委託の内容をお尋ねしますが、浄水施設等の管理委託について、どういうものが何施設あるのか、お尋ねします。

○上水道課長

資料49ページとなりますけれども、まず、浄水場で言いますと、鯉田浄水場、明星寺浄水場、堀池浄水場、鯉田共同浄水場、太郎丸浄水場、秋松浄水場、高田浄水場、長尾浄水場、内野浄水場、岩崎浄水場、鯉田浄水場、伊岐須水源地、相田浄水場となります。休止施設も含んだところで委託をしております。

○川上委員

運転管理の委託は今の13施設。うち休止中が伊岐須と相田。廃止が鯉田ということで、よろしいですか。

○上水道課長

今申しました休止中と廃止中の施設についても、環境整備の観点から委託業務に入れております。

○川上委員

それで契約内容、どういう契約の仕方になっているのでしょうか。

○上水道課長

業務名は、飯塚市水道施設運転管理及び料金収納等業務委託。契約日は、令和4年6月14日。履行期間は、令和4年6月15日から令和15年3月31日までとなっており、請負代金額は62億8100万円。受注者はケイ・イー・エス第一環境共同企業体でございます。

業務の詳細につきましては、まず、運転操作、監視業務、こちらについては、運転操作監視業務と巡回点検業務、天日乾燥床の運用。2つ目といたしまして、水質管理業務につきましては、浄水処理状況管理業務、採水及び水質検査。3つ目、電気及び機械設備等の保全管理業務につきましては、巡回点検業務、不具合調査整備業務。4つ目といたしまして、環境整備業務につきましては、施設の清掃、除草植栽管理業務。5つ目、修繕業務につきましては、簡易な

保守修繕業務。6つ目、調達及び管理業務につきましては、専門事業者による点検委託、燃料・備消耗品類と薬品となっております。7つ目としまして、料金収納関連業務、こちらは窓口業務と検針業務、運転管理は6つ目の調達及び管理業務までとなります。

○川上委員

上水に関することを全て、という理解でよろしいですか。

○上水道課長

そのとおりでございます。

○川上委員

水質について、PFOS、PFOAについても水質検査をやっておるわけですけど、そこも業者がやるんですか。市が直接やっているんですか。

○上水道課長

水質検査、法定検査等につきましては、うちのほうから別途、そういう水質の試験をする機関に委託をしております。

○川上委員

水質検査そのものは業者に委託しているんでしょ。通常の水質検査。

○上水道課長補佐

水質検査につきましては、毎日、水質検査だけこの委託に含めておりますけども、その他の年に何回やるとかそういった検査につきましては、直営でできるものにつきましては直営で、直営で機械がなくてできないものにつきましては外部委託しております。

○川上委員

PFOS、PFOAについては、これは外部委託でしたかね。北九州でしたかね。これは市の業務にしているわけですかね。

○上水道課長補佐

PFOS及びPFOAにつきましては、市が所有している機械では測れないもので、外部に委託しております。

○川上委員

いずれにしてもそれは業務委託の対象ではないということを確認します。

次は、業務体系が仕様書にあらうかと思っておりますので、それを使って説明してもらえますか。

○上水道課長

資料の66ページになります。運転管理業務につきましては、総括責任者1名、副総括責任者1名、各浄水場の正副責任者が8名、運転監視員が23名、環境担当3名、水質担当2名、機械・電気設備担当7名の計45名体制となります。

○川上委員

これを見ますと、先ほど業務委託している浄水場、休止・廃止中を除けば10ありましたね。ここは鯉田でしょ。明星寺、鯉田共同、太郎丸、岩崎と5つなんだけど、あと5つはどうなっているんですか。

○上水道課長

残りの施設については、無人の浄水場となっております。

○川上委員

分かりました。無人の場合はどう管理しているんですか。

○上水道課長

無人の施設については有人の浄水場、別の浄水場から遠方監視を行っている状況であります。

○川上委員

それは組織表の中に見えないですか。

○上水道課長

申し訳ありません、この表からは分からない状態であります。

○川上委員

時間はかからないと思うので、口頭で説明してもらっていいですか。どこ浄水場はこうなっていますというやつ。

○上水道課長補佐

口頭で説明させていただきますけど、有人浄水場が5浄水場ありまして、残りが、今稼働しているのは4浄水場でございます。今の組織表にありますのが、鯉田浄水場、明星寺浄水場、鯉田共同浄水場、太郎丸浄水場、岩崎浄水場がございます。太郎丸浄水場からは長尾浄水場、内野浄水場という2か所を遠隔で監視しており、秋松浄水場も太郎丸浄水場からいっていますので3つです。明星寺浄水場からは堀池浄水場を遠隔監視しております。これで9つの浄水場を遠隔で監視しているような状況でございます。今、稼働しているのは10浄水場にして、高田浄水場が中継ポンプ場化されておりますので、遠隔では監視しておりますけど、浄水場機能としては今ございません。

○川上委員

確認しますけど、太郎丸が長尾と内野、秋松、3か所を遠隔で監視。明星寺が堀池を監視。高田は何とおっしゃいましたかね。

○上水道課長補佐

高田浄水場につきましては高田の中継ポンプ場になっております。遠隔監視としては太郎丸浄水場の方から監視している状況でございます。

○川上委員

それでは、委託業務は再委託を認めていますよね。

○上水道課長

認めております。

○川上委員

その資料を使って説明してもらっていいですか。

○上水道課長

資料の23ページをお願いいたします。業務委託の一部委託ということで、第8条、本業務の実施に当たり、受注者は発注者の承認を受けた場合に限り、その業務の一部を他の者に委託し、または請け負わせることができるとしております。

○川上委員

実際の委託状況が分かる資料があるでしょう。それを示して、今の規定に基づいてこうしますというのを説明してもらえますか。

○上水道課長

資料65ページをお願いいたします。運転管理に関する再委託業務につきましては、集中監視装置等保守点検委託が8本、機械設備点検委託が2本、各無人施設電気設備保守点検委託が1本、自家用電気工作物保安管理業務委託が10本、水質計器及び追塩設備保守点検委託が15本、生物接触ろ過池関連委託が5本、膜ろ過関連委託が2本、急速ろ過池定期整備委託が1本、PAC貯留槽清掃委託が1本、その他クレーン法令点検委託、エレベーター保守点検委託、各上水道施設機械警備委託が各1本であり、合計48本でございます。

○川上委員

48本ですね。集中監視装置等保守点検委託に欠番があるじゃないですか。5番と7番。これはどこですか。

○上水道課長

申し訳ありません。5番と7番が無い部分については、これは記載ミスでございまして、実際は8本になります。

○川上委員

この記載ミス、これは誰が作成の資料ですか。業者作成、それとも飯塚市作成ですか。

○上水道課長

これは飯塚市が作成した資料となります。

○川上委員

誰にも文句は言えないっていう。でも、5番と7番が記載ミスというのは、どういう記載ミスですか。ここに何か入っていたのを削除して、その時、番号を整理するのをし損なったみたいな感じですか。

○上水道課長補佐

これは詳しい経緯はわからないんですけども、恐らくセルに入力して、打ち間違った後に削除して——。最初に連番をざっと打っていて、こんなふうになったのかなというふうに考えられます。

○川上委員

これは何というか、隠れてしまった可能性がないかなと思ったわけです。隠れることがあるじゃないですか。そんなことないですか。単なる番号の打ちミス。

○上水道課長補佐

この件につきましても担当に確認はしたんですけども、何か、もう2つあったんじゃないかということはないですか。

○川上委員

ではそれで確認します。

これが、先ほど言われた再委託を認める規定が紹介されたでしょう。具体的には事前の承諾がいるんだけど、これは委託業者がそれぞれの再委託業者と1年契約になっているのか、何年かにまたがった契約になっているのかとかいうのは、関わりないんですか。1年契約で、毎年、48件全部事前承認を得るということになったんですか。

○上水道課長

最長で1年の再委託契約がございます。短いものもございます。1年でないものもございませうけれども、年間契約であれば、その年の4月1日付で申請をしてもらうような形になります。

○川上委員

複数年はないということですね、確認しました。

それでは、事前の承認はいつ、了解を求める文書があるんでしょう、それはいつ頃上がるんですか、48本。

○上水道課長

一部繰り返しとなりますけれども、年間委託につきましては、4月1日付で申請をしていただくこととなります。その他、1年未満のものについては、その都度、申請書を出していただくこととなります。そして、うちのほうが承認するという流れになります。

○川上委員

分かりました。4月1日に事前申請をするでしょう、承認申請するでしょう。そのときもう委託しているんじゃないんですか。4月1日、年度が変わった段階で。

○上水道課長補佐

再委託につきましては、事前にここでという話はございますけれども、それが出てきて、うちが申請して4月1日からというような形になります。

○川上委員

4月1日には許可を出すということ、申請はそれより前に出るということですね。

○上水道課長補佐

事前にこの業者、というお話はありますけれども、申請の承認は4月1日付で行っています。

○川上委員

承認はいつするんですか、大体。

○上水道課長補佐

年間委託でしたら、4月1日付で承認ということになります。

○川上委員

4月1日に紙が上がってくるわけですね。即日、承認印を押すわけですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16:48

再 開 16:50

委員会を再開いたします。

○上水道課長補佐

説明がうまくできなくて申し訳ございません。再委託先につきましては、4月1日になる前に書類を持ってきてもらって、そこでいいかどうかという話をさせていただきますけども、処理には新しい体制の4月1日で決裁を全部取っている状況になります。

○川上委員

分かりました。それで、先ほどの第8条との関係で言えば、事前承認を得た場合は大丈夫ですよというわけでしょう。その意義は、知らないうちに知らない業者に渡されているというのは、安全性の問題とかあるので駄目ですよということと思うけど、要するに、把握しておきたいという意義と、もう一つは不適當な業者が下請けに入らないとか、能力がないとか、あるいは瑕疵があるとか、それをチェックしないとイケないと思うんだけど、皆さんのほうでは、具体的にチェック基準というのを、3つの基準とか4つの基準とか、そういうのがあれば紹介してください。

○上水道課長補佐

それぞれの明確な基準はございませんけれども、それぞれ再委託に対して仕様書がございますので、その仕様書を満足できるところというところで、この委託の一覧表につきましては、発注する前に、うちのほうは委託していた業者、これになると再委託先になるんですけども、それを参考に載せておきまして、基本、例えば集中監視とかでしたら、そこしかできないとかそういうものも結構ございますので、そういうところであるということを確認させていただいています。

○川上委員

そしたら、チェック基準は特にないと。チェックする基準は特にないという感じですかね。

○上水道課長補佐

それぞれの例について細かなチェック基準等はないんですけども、過去に委託していた、委託があったとして、その委託をしていた場合に、例えば指名競争入札でしたら、業者さんとか、随意契約をしていた案件であれば、その業者さんかどうかということを確認しております。

○川上委員

その指名業者というのは、飯塚市のでしょう。ここにある再委託に入っている業者さんたちが、過去、飯塚市の指名業者であったか、現在あるかどうかということを見ているという意味ですか。

○上水道課長補佐

すみません、訂正させていただきます。基本は、再委託の仕様書に書いてあるものを履行できるかどうかというところで判断しておりまして、もともと随意契約でやっていたとか、指名に入っていたとかいうところは、参考というような形で捉えております。申し訳ございません。

○委員長

川上委員、質問の途中ですけど、まだまだ質問が続きますか。（発言する者あり）そしたら、議案第40号については本日の審査をこの程度にとどめ、3月11日、午前10時から委員会を開き、審査いたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なし）

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これをもちまして経済建設委員会を散会いたします。大変お疲れさまでした。